

平成22年 第1回定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

ページ

1 教育委員会事務局の組織機構	1
2 分野別主要事項	
(1) 経営企画分野	5
(2) 教育支援分野	33
(3) 学校教育分野	36
(4) 社会教育・スポーツ分野	51
(5) 研修分野	59

平成22年5月27日

教育委員会

目 次

1	教育委員会事務局の組織機構	1
2	分野別主要事項	
(1)	経営企画分野	
	・「県民しあわせプラン」【教育委員会関係】(教育総務室)	5
	・平成22年度予算【教育委員会関係】(予算経理室)	10
	・「次期三重県教育振興ビジョン(仮称)」の策定(教育総務室)	19
	・県立高等学校の再編活性化(教育改革室)	23
	・三重県型「学校経営品質」の推進(教育改革室)	26
	・修学支援制度の概要(予算経理室)	29
(2)	教育支援分野	
	・教職員の配置(人材政策室)	33
	・学校施設の耐震化の推進(学校施設室)	35
(3)	学校教育分野	
	・高校教育の充実(高校教育室)	36
	・高校生の就職対策(高校教育室)	37
	・義務教育の充実(小中学校教育室)	39
	・外国人児童生徒教育の充実(小中学校教育室)	41
	・特別支援教育の推進(特別支援教育室)	43
	・生徒指導・健康教育の充実(生徒指導・健康教育室)	45
	・人権教育の推進(人権教育室)	49
(4)	社会教育・スポーツ分野	
	・社会教育の推進(社会教育・文化財保護室)	51
	・文化財の保存・活用(社会教育・文化財保護室)	52
	・「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の策定(スポーツ振興室)	53
	・総合型地域スポーツクラブの育成(スポーツ振興室)	54
	・競技スポーツ水準の向上(スポーツ振興室)	57
	・「日本スポーツマスターズ2010三重大会」の開催 (スポーツ振興室)	58
(5)	研修分野	
	・教職員研修の充実(研修企画・支援室、研修指導室)	59

教育委員会事務局の組織機構

1 分野

平成22年度は、平成21年度と同様に5つの分野を配置します。

2 室

平成22年度は、平成21年度より1室減とし、16の室を配置します。

平成20年度末に「三重県人権教育基本方針」を改定し、「三重県同和教育基本方針」と「三重県人権教育基本方針」を一元化したことなどから、「人権・同和教育室」の名称を「人権教育室」に改正します。

また、平成21年度に開催した2009年第29回世界新体操選手権三重大会の終了に伴い、「世界新体操選手権推進室」を廃止します。

3 地域機関・教育機関

平成22年度から指定管理者制度を導入することに伴い、「熊野少年自然の家」の組織を廃止します。

4 特命監等管理職ポストの見直し

平成21年度に開催した第33回全国高等学校総合文化祭三重大会の終了に伴い、「全国高校総合文化祭推進特命監」を廃止します。

平成22年度教育委員会事務局組織表

平成21年度	平成22年度
<p>経営企画分野</p> <p>副教育長兼 総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育振興ビジョン策定特命監 — 情報・危機管理特命監 — 教育総務室 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談グループ — 企画グループ — 情報・危機管理グループ — 予算経理室 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理グループ — 修学支援グループ — 教育改革室 <ul style="list-style-type: none"> — 学校経営品質推進グループ — 再編活性化グループ 	<p>経営企画分野</p> <p>副教育長兼 総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育振興ビジョン策定特命監 — 情報・危機管理特命監 — 教育総務室 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談グループ — 企画グループ — 情報・危機管理グループ — 予算経理室 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理グループ — 修学支援グループ — 教育改革室 <ul style="list-style-type: none"> — 学校経営品質推進グループ — 再編活性化グループ
<p>教育支援分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人材政策室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事グループ — 小中学校人事グループ — 事務局人事グループ — 教職員制度・採用・免許グループ — 福利・給与室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度グループ — 小中学校給与グループ — 福利健康グループ — 福祉グループ — 年金・給付グループ — 学校施設室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備グループ — 公立学校助成グループ — 地域調整・人事担当 (総括地域調整・人事監) (地域調整・人事監) 	<p>教育支援分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人材政策室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事グループ — 小中学校人事グループ — 事務局人事グループ — 教職員制度・採用・免許グループ — 福利・給与室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度グループ — 小中学校給与グループ — 福利健康グループ — 福祉グループ — 年金・給付グループ — 学校施設室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備グループ — 公立学校助成グループ — 地域調整・人事担当 (総括地域調整・人事監) (地域調整・人事監)

平成22年度教育委員会事務局組織表

平成21年度	平成22年度
<p>学校教育分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 全国高校総合文化祭推進特命監 — 特別支援学校整備特命監 — 人権教育特命監 — 高校教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育グループ — 進路指導・入試グループ — 学校教育総務グループ — <u>全国高校総合文化祭推進グループ</u> — 小中学校教育室 — 特別支援教育室 — 生徒指導・健康教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導グループ — 学校安全・健康教育グループ — 人権・同和教育室 <ul style="list-style-type: none"> — <u>企画・社会人権同和教育グループ</u> — <u>県立学校人権同和教育グループ</u> — <u>小中学校人権同和教育グループ</u> — <u>調査研究グループ</u> — <u>人権教育・地域担当</u> 	<p>学校教育分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — (廃止) — 特別支援学校整備特命監 — 人権教育特命監 — 高校教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育グループ — 進路指導・入試グループ — 学校教育総務グループ — (廃止) — 小中学校教育室 — 特別支援教育室 — 生徒指導・健康教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導グループ — 学校安全・健康教育グループ — 人権教育室 <ul style="list-style-type: none"> — <u>企画調整グループ</u> — <u>県立学校グループ</u> — <u>市町支援グループ</u> — <u>調査研修グループ</u> — (廃止)
<p>社会教育・スポーツ分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育推進特命監 — 社会教育・文化財保護室 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育グループ — 有形文化財グループ — 記念物・民俗文化財グループ — スポーツ振興室 <ul style="list-style-type: none"> — 競技スポーツ・施設グループ — 学校体育・生涯スポーツグループ — <u>世界新体操選手権推進室</u> 	<p>社会教育・スポーツ分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育推進特命監 — 社会教育・文化財保護室 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育グループ — 有形文化財グループ — 記念物・民俗文化財グループ — スポーツ振興室 <ul style="list-style-type: none"> — 競技スポーツ・施設グループ — 学校体育・生涯スポーツグループ — (廃止)

平成22年度教育委員会事務局組織表

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: center;">研修分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修企画・支援室 <ul style="list-style-type: none"> 研修総務グループ 企画・支援グループ 教育相談グループ 指導力支援グループ 研修指導室 <ul style="list-style-type: none"> 基本研修グループ 専門研修グループ IT研修グループ 	<p style="text-align: center;">研修分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修企画・支援室 <ul style="list-style-type: none"> 研修総務グループ 企画・支援グループ 教育相談グループ 指導力支援グループ 研修指導室 <ul style="list-style-type: none"> 基本研修グループ 専門研修グループ IT研修グループ
<p style="text-align: center;">地域機関・教育機関</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 活用支援課 調査研究Ⅰ課 調査研究Ⅱ課 <p>熊野少年自然の家</p> <p>図書館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画調整課 情報相談課 資料課 <p>博物館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学芸交流課 <p>美術館(生活・文化部と共管)</p> <p>副館長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 学芸普及課 <p>斎宮歴史博物館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 学芸普及課 調査研究課 	<p style="text-align: center;">地域機関・教育機関</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 活用支援課 調査研究Ⅰ課 調査研究Ⅱ課 <p>※ 熊野少年自然の家 指定管理者制度へ移行</p> <p>図書館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画調整課 情報相談課 資料課 <p>博物館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学芸交流課 <p>美術館(生活・文化部と共管)</p> <p>副館長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 学芸普及課 <p>斎宮歴史博物館(生活・文化部と共管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 学芸普及課 調査研究課

「県民しあわせプラン」【教育委員会関係】

1 基本政策（五つの柱）と県が展開する 19 の政策

- I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり
 - 1-2 豊かな個性を育む人づくりの推進
 - 1-3 文化・スポーツを通じた自己実現
- II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり
- III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造
- IV 持続可能な循環型社会の創造
- V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

2 「第二次戦略計画」（平成 19 年度から 22 年度の 4 か年）

（1）重点的な取組

① 重点事業

主担当 元気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり

関 連 くらし 12 新型インフルエンザに対する緊急的な取組

【新型インフルエンザ対策】（健康福祉部）

② みえの舞台づくりプログラム

主担当 な し

関 連 元気 2 若年者の自立支援プログラム【キャリア教育（再掲）】

（生活・文化部）

元気 3 食に学び、食を育む環境づくりプログラム【食育】

（農水商工部）

絆 1 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム

【外国人児童生徒教育】（生活・文化部）

（2）施策

主担当 1 2 2 学校教育の充実

1 3 2 スポーツの振興

関 連 1 1 1 人権尊重社会の実現（生活・文化部）

1 2 1 生涯学習の推進（生活・文化部）

1 3 1 文化にふれ親しむことができる環境づくり（生活・文化部）

県民しあわせプラン 第二次戦略計画 重点的な取組【教育委員会関係】

区分	事業名 プログラム名	取組方向	構成事業名	予算事業名	22年度 (当初)		
元 気	「人間力」の向上／みえ の人づくり ※主担当	取組方向1 児童生徒の「人間力」の 向上に向けて	(1)30人学級等 少人数教育推進事 業	① 少人数教育推進事業	1,421,991		
				② 学力向上支援事業	14,272		
			(小計) 1,436,263				
			(2)育ちのリレー 推進事業	① 教育改革推進事業	2,968		
				学びのステージ創造推進事業	2,621		
				高校活性化推進事業	4,545		
				元気な三重を創る高校生育成事業	3,199		
				② 学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業	32,696		
				③ 生徒指導対策事業費	40,510		
			※こども局	④ スクールカウンセラー等活用促進事業	175,752		
子どもいきいきバックアップ事業	38,078						
⑤ 不登校対策事業	44,510						
⑥ (※親学推進事業)	4,000						
(小計) 348,879							
※こども局	(3)特別支援教育 総合推進事業	① 特別支援教育総合推進事業	14,936				
		② 子どもの発達支援ネットワーク事業	1,897				
		③ 障がい児者就労・自立支援事業	6,238				
(小計) 23,071							
元 気	取組方向2 信頼される学校づくりに 向けて	(4)信頼される教 職員人材育成・自 ら創る学校支援事 業	① 学校の教育力向上支援事業	8,500			
			教職員人材育成推進事業	540			
			ネットDE研修を活用した教師力向上事業	19,879			
			教員の指導力向上支援事業	19,749			
			② 自ら創る学校支援事業費	11,182			
			学校評価システム構築事業	9,842			
			(小計) 69,692				
			元 気	取組方向3 スポーツによる人づくりに 向けて	(5)地域スポーツ・ 競技スポーツサ ポート事業	① 総合型地域スポーツクラブサポート事業	7,657
						② トップアスリート養成事業	93,802
						地域連携学校スポーツ支援事業	27,877
(小計) 129,336							
総計 2,007,241							
元 気	新型インフルエンザに 対する緊急的な取組	取組方向1 地域での危機意識の醸 成と発生兆しの把握 に向けて	(1)新型インフ ルエンザ啓発事業	教育委員会新型インフルエンザ対策推進事業	1,958		
元 気	食に学び、食を育む環 境づくりプログラム	取組方向1 食に学ぶ環境づくりに向 けて	(3)学校食育推進 事業	学校食育推進事業	3,109		
元 気	多文化共生社会へのス テップアッププログラ ム	取組方向2 外国人住民の生活上の 課題解決に向けて	(3)外国人児童生 徒教育支援事業	外国人児童生徒教育支援事業	15,793		

※この他、「元気2若年者の自立支援プログラム」に、「元気1『人間力』の向上／みえの人づくり」の「キャリア教育」を再掲

県民しあわせプラン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
22年度

政策	施策	基本事業	施策目標・事業目標	主な事業		
一人ひとりが参画できる社会の実現	111 人権尊重社会の実現		一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度(%)			
		人権教育の推進	「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合(%)	人権教育総合推進事業 人権感覚あふれる学校づくり事業 みんなでつくる人権教育推進事業 学校教育研修事業	64,442 1,900 362 413	
			人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数			
豊かな個性を育む人づくりの推進	121 生涯学習の推進		生涯学習関連講座への参加者数			
		生涯学習環境の整備	県立生涯学習施設の利用者数	熊野少年自然の家費	44,910	
			生涯学習情報提供システムへのアクセス数	鈴鹿青少年センター費	70,772	
			県立図書館のレファレンス利用件数			
		地域と連携した生涯学習の充実	子ども体験活動クラブへの参加者数	社会教育推進体制整備事業 子どもの読書活動推進事業	1,226 41,788	
			子ども体験活動クラブ設置数			
			生涯学習情報提供システムへの講師登録件数			
		家庭の教育力の充実	家庭教育に関する学びの機会への参加者数			
		122 学校		学校に満足している児童生徒の割合(%)		
			教育改革の推進	学校経営品質を取り入れ、改善活動に取り組んでいる学校の割合(%)	次期教育振興ビジョン(仮称)策定事業 自ら創る学校支援事業 学校評価システム構築事業 教育改革推進事業 活力ある学校づくり推進事業	6,500 11,182 9,842 2,968 22,446
授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合(%)	学力向上支援事業 学びのステージ創造推進事業 小学校における学力定着調査研究事業 外国人児童生徒就学支援総合連携推進事業			14,272 2,621 8,000 24,000		
特色ある教育の推進	授業内容を理解している県立高等学校の生徒の割合(%)		元気な三重を創る高校生育成事業 学力向上対策支援事業	3,199 5,359		
	生徒のニーズにあった教育活動の改善を行う県立学校の数		医学部進学向上対策支援事業 高度福祉系人材育成支援事業	1,689 3,607		
	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合(%)		学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業 宮川高校・相可高校統合整備事業	32,696 32,626		
特別支援教育の推進	特別支援教育を受けている生徒の進学及び就労の割合(%)		特別支援教育総合推進事業 障がい児者就労・自立支援事業 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業	14,936 6,238 44,097		
	特別支援教育で対応する1校あたりの教育相談件数	特別支援学校児童生徒増加等に伴う整備支援事業 特別支援学校学習環境等基盤整備事業	1,034 35,757			

県民しあわせプラン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
22年度

政策	施策	基本事業	施策目標・事業目標	主な事業	22年度
育 の 充 実	育 の 充 実	健やかな心身を育む教育の推進	指導により登校できるようになった児童生徒の割合(%) 暴力行為発生件数	スクールカウンセラー等 活用促進事業 生徒指導対策事業 不登校対策事業 学校非公式サイト対策推進事業	175,752 40,510 44,510 16,386
		子どもたちの安全の確保と健康の増進	学校安全ボランティアを組織している小学校の割合(%) 体カテストにおける全国平均以上の項目の割合(%) 朝食を毎日食べる小学生の割合(%)	子ども安全・安心サポート緊急雇用創出事業 地域連携学校スポーツ支援事業 運動部活動支援事業 スクールスポーツライフ支援事業 学校食育推進事業 教育委員会新型インフルエンザ対策推進事業 児童生徒のアレルギー疾患対応推進事業	81,857 27,877 173,552 18,541 3,109 1,958 1,195
	育 の 充 実	教職員の資質の向上	教職員一人あたりの研修への参加回数	教職員人材育成推進事業 教職員研修事業 ネットDE研修を活用した教師力向上事業 子どもいきいきバックアップ事業 緊急対策「授業力向上プロジェクト」事業 教員の指導力向上支援事業	540 44,375 19,879 38,078 9,500 19,749
		学校施設等学習環境の整備	県立学校の耐震化整備率(%)	高等学校等進学支援事業 県立学校施設整備事業 県立学校教職員健康管理対策事業 教職員メンタルヘルス対策事業 学校情報「くものす」ネットワーク事業	554,063 2,514,622 59,022 4,727 338,101
	育 の 充 実	私学教育の振興	特色化教育等実施事例数		

文化・スポーツを通じた自己実現	131 文化にふれ親しむことができる環境づくり		音楽、美術などのさまざまな芸術や文化と直接ふれ親しめる機会が多いことに対する満足度(%)		
		歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用	活かそう地域文化提案事業参加者数	文化財保存管理事業 活かそう美し国の文化財事業 伊勢路と海の民族文化財調査事業 世界遺産熊野古道保存管理事業	31,716 114,192 4,075 919
		埋蔵文化財の保存・継承・活用	調査研究成果の活用者数	埋蔵文化財センター管理運営 受託発掘調査事業	9,474 456,986
	132 スポーツの振興		公立スポーツ施設の利用者数		
		地域スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブの会員数 総合型地域スポーツクラブ数	総合型地域スポーツクラブサポート事業 スポーツ環境づくり推進事業 美し国三重市町対抗駅伝開催事業 日本スポーツマスターズ2010 三重大会開催事業	7,657 7,139 7,500 32,919
		競技スポーツの充実	全国大会における入賞者数	トップアスリート養成事業 競技力向上特別事業	93,802 32,466
スポーツ施設の整備・運営	県営スポーツ施設利用者数 スポーツイベント等開催数	県営鈴鹿スポーツガーデン事業 県営総合競技場事業	419,960 60,290		

は施策の主指標
は施策の副指標

平成22年度予算【教育委員会関係】

1 平成22年度当初予算と平成21年度2月補正予算

三重県では、現下の厳しい雇用経済情勢を踏まえ、国の第二次補正予算にかかる「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を充当する事業を平成21年度2月補正予算に計上し、平成22年度当初予算と一体的（14ヵ月予算）にとらえ、引き続き緊急雇用・経済対策に切れ目なく取り組むこととしています。

2 教育委員会関係予算の状況

平成22年度の教育委員会関係予算額は、1,733億7,752万1千円で、前年度と比較して9億5,930万7千円、0.6%の増と3年ぶりの増額となっています。

なお、2月補正予算を合わせた14ヵ月予算対比では、1,741億1,641万5千円で、16億1,548万1千円、0.9%の増となっています。

3 教育委員会関係予算の性質別の状況

当初予算の内訳では、人件費が1,605億6,560万円で全体の92.6%（前年度91.7%）を占め、前年度と比較して25億2,424万7千円、1.6%の増となっています。これは主に、教職員の退職手当が約25.9億円増加することによるものです。

投資的経費は40億1,915万8千円で、前年度と比較して9億206万7千円、18.3%の減となっています。これは主に、前年度に予算計上した杉の子特別支援学校石薬師分校にかかる校舎改修工事費の減や、高等学校耐震化などの工事等を前年度に前倒ししたことなどによるものです。（2月補正予算額7億3,889万4千円）

また、その他経費は87億9,276万3千円で、前年度と比較して6億6,287万3千円、7.0%の減となっています。これは主に、世界新体操選手権及び全国高等学校総合文化祭の開催経費の減などによるものです。

4 教育委員会関係予算の一般会計予算に占める割合

教育委員会関係予算が一般会計予算（借換債を除く実質ベース）に占める割合は25.6%で、前年度と比較して0.1ポイントの減になりますが、2月補正予算（基金積立金を除く）を合わせた場合では、前年度と変わらず25.5%となります。

歳 出

(単位:千円)

款	項	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
		当 初	当 初		
		A	B	A-B	(A-B)/B
教 育 費	教育総務費	24,567,098	(21,770,677) 21,767,007	(2,796,421) 2,800,091	(12.8%) 12.9%
	小学校費	62,433,590	63,136,996	▲ 703,406	▲ 1.1%
	中学校費	34,071,907	34,103,013	▲ 31,106	▲ 0.1%
	高等学校費	(39,543,844) 38,829,506	(39,387,553) 39,308,503	(156,291) ▲ 478,997	(0.4%) ▲ 1.2%
	特別支援 学校費	10,864,189	11,114,437	▲ 250,248	▲ 2.3%
	社会教育費	(1,044,202) 1,034,601	776,045	(268,157) 258,556	(34.6%) 33.3%
	保健体育費	(1,591,585) 1,576,630	2,212,213	(▲ 620,628) ▲ 635,583	(▲ 28.1%) ▲ 28.7%
合 計		(174,116,415) 173,377,521	(172,500,934) 172,418,214	(1,615,481) 959,307	(0.9%) 0.6%

※()内は、平成21年度2月補正予算を含む数値です。

性質別予算の状況

(単位：千円)

区 分		平成22年度 当 初 A	平成21年度 当 初 B	増減額 A-B	増減率 (A-B) / B
人 件 費		(160,565,600) 160,565,600 (92.2%) 92.6%	(158,041,353) 158,041,353 (91.6%) 91.7%	(2,524,247) 2,524,247	(1.6%) 1.6%
投資的経費	学校建設費	(3,199,960) 2,485,622 (1.8%) 1.4%	(3,313,810) 3,234,760 (1.9%) 1.9%	(▲ 113,850) ▲ 749,138	(▲ 3.4%) ▲ 23.2%
	その他建築費等	(1,556,235) 1,533,536 (0.9%) 0.9%	(1,686,465) 1,686,465 (1.0%) 1.0%	(▲ 130,230) ▲ 152,929	(▲ 7.7%) ▲ 9.1%
	小 計	(4,756,195) 4,019,158 (2.7%) 2.3%	(5,000,275) 4,921,225 (2.9%) 2.9%	(▲ 244,080) ▲ 902,067	(▲ 4.9%) ▲ 18.3%
その他経費	学校運営費（高等学校、 特別支援学校）	(2,514,155) 2,514,155 (1.4%) 1.5%	(2,504,487) 2,504,487 (1.5%) 1.5%	(9,668) 9,668	(0.4%) 0.4%
	そ の 他	(6,280,465) 6,278,608 (3.6%) 3.6%	(6,954,819) 6,951,149 (4.0%) 4.0%	(▲ 674,354) ▲ 672,541	(▲ 9.7%) ▲ 9.7%
	小 計	(8,794,620) 8,792,763 (5.1%) 5.1%	(9,459,306) 9,455,636 (5.5%) 5.5%	(▲ 664,686) ▲ 662,873	(▲ 7.0%) ▲ 7.0%
合 計		(174,116,415) 173,377,521 (100.0%) 100.0%	(172,500,934) 172,418,214 (100.0%) 100.0%	(1,615,481) 959,307	(0.9%) 0.6%

※ () 内は、平成21年度2月補正予算を含む数値です。

※ 平成22年度当初及び平成21年度当初の下段の数値 (%) は予算の構成比であり、四捨五入によるため合計に合わない場合があります。

5 主な重点項目

(1) 教育・スポーツの振興の計画策定

①次期教育振興ビジョン（仮称）策定事業 予算額 6,500 千円

今後の三重の教育の指針として「次期教育振興ビジョン（仮称）」を策定するとともに、有効に機能させていくため、県民の皆様への周知と教職員への浸透をはかります。

②（新）特別支援学校整備第二次実施計画の策定 予算額 一 千円

特別支援学校について、在籍する児童生徒の増加などにより整備が急務となっている地域への対応、盲学校・聾学校及び寄宿舎のあり方等について検討を進め、第二次（平成23年度から平成26年度まで）の整備実施計画を策定します。

③（新）第7次スポーツ振興計画（仮称）の策定 予算額 1,398 千円

（「スポーツ環境づくり推進事業」7,139千円の一部）

本県スポーツを総合的に推進するための基本的な計画として「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定するため、三重県スポーツ振興審議委員による審議会及び検討会議の開催、先進県視察など調査研究を行います。

(2) 学力及び体力の定着・向上と教員の指導力の向上

①少人数教育推進事業【重点事業 元気1】 予算額 1,421,991 千円

ア 教員の配置拡充 (定数 52 人、非常勤 235 人、591,192 千円)

小中学校において、各学校の実情に応じ、少人数授業などの拡大をはかるため、教員の配置を拡充（小学校：35人→40人、中学校：8人→12人）し、きめ細かな少人数教育をより一層推進します。

イ 小学校1、2年生での30人学級の継続 (定数 122 人、533,750 千円)

小学校1、2年生での30人を基準とした学級編制（ただし、下限25人）を継続して実施します。

ウ 中学校での35人学級の弾力的実施の継続

(定数 56 人、非常勤 30 人、297,049 千円)

中学校1年生での35人を基準とした学級編制（ただし、下限25人）を引き続き実施するとともに、各学校の実情に応じて、2年生あるいは3年生に弾力的に振り替えられる制度を継続します。

②（新）小学校における学力定着調査研究事業 予算額 8,000 千円

小学校における基礎的・基本的な知識・技能の習得をはかるため、国語科、算数科を中心に、学校全体で学力の定着と向上のシステムづくりに取り組み、計画的・継続的に課題の改善を進めます。（10市町実施予定）

③ (新) 緊急対策「授業力向上プロジェクト」事業 予算額 9,500 千円

教職経験の異なる教員が、授業研究を通して継続的に相互研さんして授業改善を行うことにより、教員の授業力の向上と指導的役割を担う中堅教員の育成をはかります。

④ (一部新) スクールスポーツライフ支援事業 予算額 18,541 千円

学校における体育・健康に関する指導を充実させるため、研修等により教員の資質向上をはかるとともに、体力向上をめざした教育の充実のため、機器の整備や実践プログラムの提供、小学校体育活動サポート員(14人)の配置等を行います。

(3) 外国人児童生徒教育の充実

①外国人児童生徒教育支援事業【舞台づくり 絆1】 予算額 15,793 千円

外国人児童生徒が日本語や学校での生活習慣を身につけられるよう、巡回相談員(10人)の学校への派遣や市町による「初期適応指導教室」の設置の支援などに取り組みます。また、市町と連携して進路ガイダンスを開催し、子どもたちの進路選択を支援します。

②(新) 外国人児童生徒就学支援総合連携推進事業 予算額 24,000 千円

日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い市町や学校での日本語指導等の取組を支援します。また、受入体制が十分整備されていない市町や学校にはコーディネート等を巡回配置し、受入体制の確立をはかります。

③(新) 高等学校における外国人生徒教育充実支援事業 予算額 10,849 千円

外国人生徒教育に関係する県立高等学校を巡回する相談員(ポルトガル語対応1人、スペイン語対応1人)を配置し、今後の高等学校における外国人生徒の指導体制等を整備します。また、日本語指導支援員(3人)を配置し、日本語習得段階に応じた日本語指導カリキュラムモデルの作成等を行います。

④(新) 外国人の子どもの就学支援緊急雇用創出事業 予算額 16,890 千円

平成21年度に実施した外国人の子どもの不就学実態調査の結果等を踏まえ、就学を促進するため、就学支援員(7人)を配置して家庭訪問等を行うとともに、就学の案内や相談への対応等により保護者を支援します。また、学校や適応指導教室等における日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援します。

(4) 特別支援教育の推進

①特別支援教育総合推進事業【重点事業 元気1】 予算額 14,936 千円

特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、教員の専門性の向上に係る取組を支援するとともに、小中学校等に在籍する発達障がいのある子どもたちへの適切な指導や助言が行えるよう支援体制の充実をはかります。

② (新) 自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業

予算額 1,133 千円

小中学校等において、自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人ひとりに対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について実践研究を実施します。

③ (新) 発達障がい指導・支援充実事業

予算額 6,433 千円

高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対して、専門家チームによるソーシャルスキルトレーニング、言語指導、教育相談等を行うことにより、中学校からの途切れのない指導・支援の充実をはかります。

(5) (新) 人権教育総合推進事業

予算額 64,442 千円

人権教育を充実・発展させるため、県内6地域において多様な主体が地域の資源を活用しながら推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進めます。また、人権教育に関する専門性を有するリーダーを育成します。

(6) 生徒指導対策の充実

①学校非公式サイト対策推進事業

予算額 16,386 千円

「学校非公式サイト」の現状を検索活動を通じて継続的に把握し、子どもたちの内面に迫る教育プログラムを作成するとともに、子どもの情報端末機器の使用に係る責任者である保護者への啓発を組織的に行い、学校、保護者、地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

②スクールカウンセラー等活用促進事業【重点事業 元気1】

予算額 175,752 千円

子どもたちの心の問題に対応できるよう学校の相談体制を充実させるため、小中学校及び高等学校に、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（合計220校）を配置するとともに、福祉的なアプローチにより課題の解決をはかるため、スクールソーシャルワーカー（3人）を配置します。

(7) 高等学校及び特別支援学校高等部の生徒の就労促進

①学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業【重点事業 元気1】

予算額 32,696 千円

系統的なキャリア教育を推進する小中学校、高校の実践に対する支援やキャリア教育推進のリーダーとなる教員等の養成と活用を進めるとともに、就職を希望する高校生の進路実現がはかれるよう就職支援を行います。

- ② (新) 県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業 予算額 13,145 千円
 県立高校及び特別支援学校高等部の生徒が、地域の事業所で就労することを通じて地域社会に貢献できるよう、企業、経済団体、ハローワーク、市町等と総合的なネットワークを構築し、地元企業等への就職・定着をはかります。(就労支援総合マネージャーの配置：6人、キャリア教育推進連携会議の設置：7箇所)
- ③ 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業 予算額 44,097 千円
 特別支援学校に職域開発支援員(14人)を配置し、生徒の適性と職種・業務とのマッチング、職場開拓、雇用交渉などを行うことにより、新たな職域の開発をはかるとともに、企業への就労を促進します。
- ④ 障がい児者就労・自立支援事業【重点事業 元気1】 予算額 6,238 千円
 特別支援学校高等部を卒業する生徒の進学先及び就労先を確保するため、関係機関と連携して、進路の開拓及び適切な進路指導を行うとともに、新しい職業訓練システムである「日本版デュアルシステム」を導入(1校)し、就労率の向上をはかります。

(8) 高校生等の就学・修学支援

- ① (新) 県立高校の授業料無償化 [※歳入予算額 4,363,874 千円]
 家庭の状況にかかわらず、すべての学ぶ意欲のある高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、県立高校の授業料を不徴収とし、無償化します。
- ② 奨学金制度の改善 [※制度改正]
 厳しい雇用・経済情勢に鑑み、三重県高等学校等修学奨学金の利用の便宜をはかるため、貸与の要件としている他の奨学金との併用制限を撤廃するとともに、連帯保証人の年齢要件及び住所要件を緩和します。

(9) 県立学校の施設整備

- ① 桑名、員弁地域への特別支援学校の整備 予算額 213,495 千円
 (「県立学校施設整備事業」2,514,622 千円の一部(193,587 千円)
 及び「特別支援学校学習環境等基盤整備事業」35,757 千円の一部(19,908 千円))
 桑名、員弁地域における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、平成24年4月の開校を目途に、現在の桑名高等学校衛生看護分枝に、新たな特別支援学校を整備します。
- ② 宮川高校と相可高校の統合 予算額 419,096 千円
 (「県立学校施設整備事業」2,514,622 千円の一部(386,470 千円)
 及び「宮川高校・相可高校統合整備事業」32,626 千円)
 宮川高校と相可高校を平成22年4月に統合し、「生徒の夢をかなえ、地域と共に歩む学校」として、より一層の魅力化をはかるため、新実習棟のほか、設備、備品等を整備します。

(10) 日本スポーツマスターズ^{にまるいちまる}2010三重大会開催事業 予算額 32,919 千円

競技志向の高いシニア世代を対象とした大会である「日本スポーツマスターズ^{にまるいちまる}2010三重大会」を、(財)三重県体育協会、競技団体とともに開催します。また、この機会を捉えて、開催市町をはじめ県内各市町と連携をはかり、三重の魅力を全国にPRします。

「次期三重県教育振興ビジョン（仮称）」の策定

1 策定の趣旨

現行の教育振興ビジョンの計画期間が平成22年度で終了することから、これまでの取組成果の検証を踏まえ、次期の三重県教育振興ビジョン（仮称）（以下「次期ビジョン」という。）を策定します。

2 策定方法

「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に依頼し、審議、報告をいただくことにより策定します。

策定にあたっては、推進会議に3つの部会を設置し、審議の深化・充実を図るとともに、地域別県民懇談会や中高生懇話会、パブリックコメントなどを通じて、県民の皆さん等の意見を審議過程に反映します。

3 策定スケジュール

これまでに、推進会議を平成21年度に4回、22年度に1回の計5回開催しました。本年度、さらに推進会議を5回開催し、22年11月頃を目途に次期ビジョンを策定する予定です。

4 基本的事項

(1) 計画期間

10年先を見据えた5年間（平成23～27年度）の計画とします。

(2) 対象範囲

- ①三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること 及び
- ②上記①と密接な関係を有し、三重県教育委員会が、他部局との連携はもとより、「新しい時代の公」の観点から、市町、民間企業、NPO、県民など多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：地域・家庭の教育力向上、子育て支援）

※なお、次の事項は、原則対象範囲とはしませんが、三重県教育委員会との連携にかかる部分については対象に含めます。

- ・大学（短期大学を含む）以上の高等教育
- ・私学の振興
- ・生涯学習の振興に関する基本的な方針、計画

(3) 位置付け

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けています。

従って、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」第2条第2号の除外規定に該当することから、次期ビジョンは、議会の議決を要しない取扱いとなりますが、節目ごとに報告し、ご意見をいただきます。

次期教育振興ビジョン（仮称）策定体制

【目的】

・本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す。

【計画期間】

・平成23年度から5年間（10年先を見据えた5年の計画）

☆教育改革推進会議

三重県の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議

○第1部会

テーマ

特別支援教育、
家庭・地域の
教育力

○第2部会

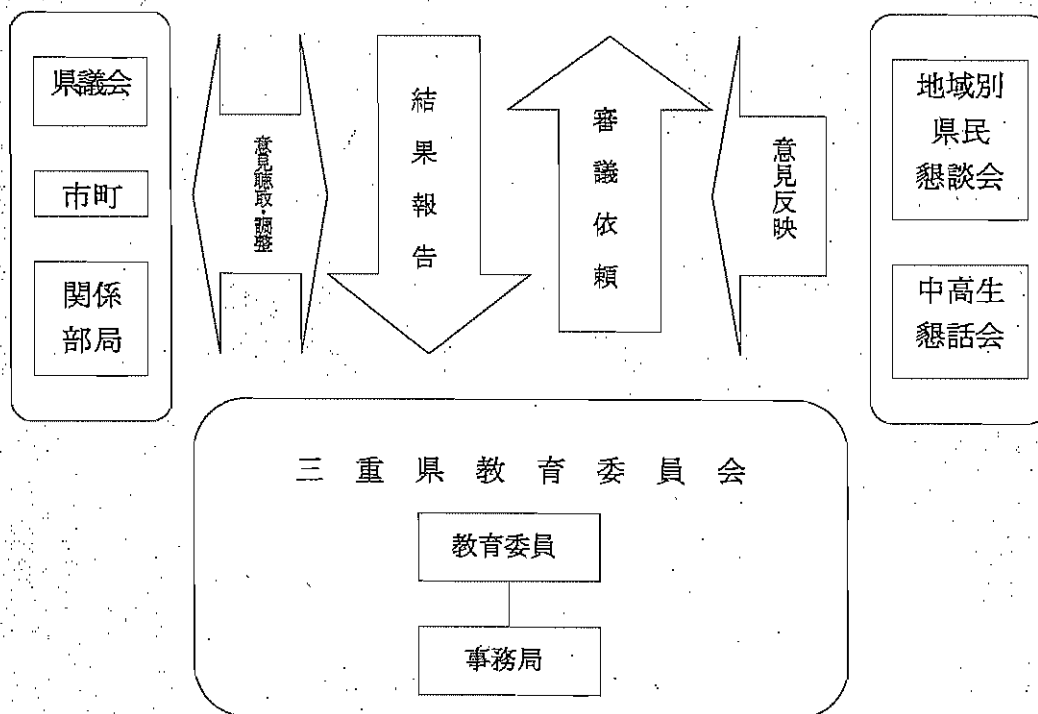
テーマ

学力の育成、
学校の教育力

○第3部会

テーマ

豊かな心、
健やかな体



※これまでの教育改革推進会議等の開催回数（回）

	21年度	22年度	(計)
教育改革推進会議	4	1	5
教育振興ビジョン検討第1部会	6	2	8
教育振興ビジョン検討第2部会	3	2	5
教育振興ビジョン検討第3部会	3	2	5

ビジョン体系（イメージ図）（H22.5.27 時点案）

《基本理念》

私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A) 自立する力（輝く未来を拓く力）

- ◎学力
- ◎自主性
- ◎意欲・夢を描く力
- ◎自信・自尊心・自己肯定感
- ◎健康・体力
- ◎勤労観

(B) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

- ◎社会性・コミュニケーション能力
- ◎規範意識
- ◎公共性・社会参画意識
- ◎三重を愛する心
- ◎感動する心

《基本
策》

- 1 自己実現する力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
- 6 社会教育・スポーツの振興

《基本方針》

- (1) 一人ひとりの違いを認め合い、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います
- (3) 魅力ある学校づくりを行います
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員のやりがいを高めます
- (6) 郷土の教育資源を活かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

※次期教育振興ビジョン（仮称）の策定にかかる今後のスケジュール

	教育改革推進会議	部会関係	議会等
22年度 4		■部会開催 (第1～3部会)	■教育委員会への経過報告
5	22年度第1回教育改革推進会議 (5月10日) ・部会報告に基づく教育課題の審議	■部会開催 (第1～3部会)	
6	第2回教育改革推進会議 (6月17日) ・部会報告に基づく教育課題の審議	■部会開催 (第1～3部会)	■議会への経過報告
7	第3回教育改革推進会議 (7月) ・ビジョン中間案の審議		■教育委員会への経過報告
8	第4回教育改革推進会議 (8月) ・ビジョン中間案の審議 (数値目標等も含め)		
9	パブリック コメント実施		
10	第5回教育改革推進会議 (10月上旬) ・パブリックコメントを受けた修正案の審議		■議会、教育委員会への経過報告
11	第6回教育改革推進会議 (11月上旬) ・報告案の審議～報告		
12			■教育委員会での決定 ■議会への報告

※ 策定にあたっては、節目ごとに議会へ報告し、ご意見を聴かせていただくこととしています。

県立高等学校の再編活性化

1 趣旨と経緯

(1) 趣 旨

生徒一人ひとりの能力や個性に対応した教育を実施し、一定規模の集団の中で社会性を身につけ、互いに切磋琢磨しながら学べるような学習環境を整備するとともに、少子化を教育の質的向上を図る機会と捉え、生徒に魅力があり、県民から信頼される学校づくりを進めます。

(2) 経 緯

- ① 県立高等学校再編活性化基本計画(平成 14～23 年度) : 平成 13 年 5 月策定
- ② 再編活性化第一次実施計画(平成 14～16 年度) : 平成 14 年 3 月策定
- ③ 再編活性化第二次実施計画(平成 17～19 年度) : 平成 16 年 12 月策定
- ④ 再編活性化第三次実施計画(平成 20～23 年度) : 平成 20 年 3 月策定

2 基本計画の主な内容

- (1) 県立高校の適正規模は、1 学年 3～8 学級とする。
- (2) 1 学年 2 学級以下の小規模校は、「協議会」において活性化方策を検討する。
- (3) 「定通ネットワーク」の拠点校を設置、整備する。

3 再編活性化第三次実施計画の内容

(1) 全日制高校における適正規模化に向けた取組

- ① 大規模校：今後も適正規模化を推進する。
- ② 小規模校
 - ア 第二次実施計画で示した適正化方策を引き継ぐ。
 - ・ 1 学年 2 学級以下の高校は原則として分校とすることとし、統廃合も視野に入れ近隣の学校と再編活性化に係る協議を行う。
 - ・ 分校については、入学者数が募集定員の半数に満たず、その後も増える見込みがない場合は、原則として翌年から募集停止とする。
 - ・ 1 学年 3 学級以上の学校でも、今後の生徒数の減少を見据え、近隣の高校との学校間連携や統廃合など、地域全体の高校教育の在り方を検討しつつ、生徒にとってより魅力ある教育環境を整備するなど、積極的な改革を行う。
 - イ 平成 21 年度、伊賀地域に新しいタイプの総合専門高校を新設する。
 - ウ 宮川と相可は、平成 22 年度の統合に向けて具体的な検討を進める。
 - エ 平成 20 年度、南島校舎と南勢校舎を統合する。
 - オ 南伊勢、鳥羽、志摩、水産は中長期的な視野で適正配置と活性化策を検討する。

(2) 学校配置の適正化に向けた取組

- ① 普通科：教育内容の特色化・魅力化に取り組み、配置の在り方について検討する。
- ② 専門学科：県全体の配置を視野に入れ、学習ニーズにあった学科改編を行う。
- ③ 総合学科：教育内容や系列の見直しなど、成果や課題について検証する。

④ 定時制課程・通信制課程

ア 定通併修をより身近にするための連携併修の方式について検討を進める。

イ 桑名定時制の在り方について、北星への統合も視野に入れて引き続き検討する。

ウ 神戸定時制と亀山定時制は、H23 年度を目途に飯野に統合・併設し、新しい学校づくりについて検討を進める。

エ 小規模夜間定時制については、地域の全日制高校や定通ネットワークの在り方等も視野に入れ、統廃合を含めて引き続き検討を進める。

(3) 高校活性化に向けた取組（適正規模化の取組を除く）

① 県民から信頼される経営の仕組みを学校自らがつくり上げていくことに加え、学校経営品質向上活動を基盤とした評価等の在り方について研究する。

② 連携型中高一貫校の教育活動や教育内容の一層の改善・充実を図るとともに、引き続き中高一貫教育について検討する。

③ コミュニティ・スクールについては、紀南(H19年6月指定)、飯南(文科省研究指定)の成果を検証しつつ、他の県立高校への導入についても検討する。

(4) その他

① H23 年度から H27 年度の間の中学校卒業生数の増減は、地域により大きく異なる。

② 高校でも、障がいのある生徒の特性に対する理解を進め、校内支援体制を整備し、地域の中学校や特別支援学校との連携を密にし、きめ細かな指導を行っていく。

4 推進状況

(1) 9 学級以上の大規模校：15 校（13 年度）→ 4 校（22 年度）

(2) 小規模校の再編活性化に係る「協議会」を設置する。（14 年度から順次設置）

① 現在までに 7 地域（鈴鹿・亀山、久居・一志、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀北、紀南）と昴学園に協議会を設置して協議。

② 報告書等の提出（継続協議も含む）

鈴鹿・亀山（15 年度）、伊賀、紀北（16 年度）、久居・一志、松阪、紀南（17 年度）、志摩分科会、相可・宮川分科会、昴学園（18 年度）、名張分科会（21 年度）

(3) 募集停止：鳥羽定時制（17 年度）、南伊勢南島校舎（19 年度）、尾鷲長島校（20 年度）上野工業、上野農業、上野商業（21 年度）、宮川（22 年度）

(4) 全日制の開校：伊賀白鳳（21 年度）、（新）相可（22 年度）

(5) 定時制・通信制の開校：伊勢まなび（16 年度：単位制、昼夜間部）、北星（18 年度：四日市北と四日市通信制を統合し、定通ネットワークの拠点校として整備）

(6) 平成 23 年 4 月、神戸（定）と亀山（定）を統合し、飯野（定）を新設

5 今後の対応

(1) 地域の協議会等において具体的な方策を検討しつつ、第三次実施計画を推進します。（特に、鈴鹿・亀山、伊賀・名張、伊勢志摩の各地域と定時制・通信制課程）

(2) これまでの推進状況を振り返るとともに、平成 24 年度以降の取組について検討を行います。

三重県型「学校経営品質」の推進

1 目的

公立小中学校及び県立学校において、児童生徒や保護者はもとより、地域からも信頼される活力ある学校づくりが進められるよう、三重県型「学校経営品質」の定着を図るとともに、学校自らが行う継続的な学校経営品質向上活動を支援します。

2 平成21年度の実施概要

(1) 体系的な集合研修の実施による全学校への取組支援

①小中・県立学校リーダーシップ研修（校長・教頭）

②小中・県立学校ステージ研修（推進者・一般）

（延べ38回、1,991人）

(2) 地域ブロック活動による学校間の連携・協力体制の推進

北勢A、北勢B、中勢A、中勢B、松阪、南勢、伊賀、東紀州

（ブロック活動 延べ49回）

(3) 実践事例の共有

①学校経営品質実践事例交流会の開催

（県内3会場7校、254人）

②集合研修における実践事例発表

（延べ27校）

(4) 学校の実態に応じた出前研修の実施

（27校・団体訪問）

(5) アセスメントシートの改訂

3 平成22年度の計画（案）

【共通】

(1) 小中・県立学校対象の集合研修の実施

(2) 地域ブロック活動に対する支援

(3) 取組例の共有を目的とした実践事例交流会の効果的な開催

(4) 学校の実態に応じた出前研修・相談の実施

(5) 改革方針ガイド、関係資料集等の見直し

【県立学校】

(1) 学校経営改善費

学校経営の継続的な改善に積極的に取り組む学校に対する重点的支援

(2) 地域ブロック活動に対する支援

各校推進者と支援アセッサーの連携による活動を支援

(3) 各地域校長会、教頭会訪問

取組状況や推進体制等について意見交換

(4) 率先実行大賞

県立学校の積極的なエントリー（H21は12取組）を支援

【小中学校】

(1) 市町教育委員会との連携

- ① 各地域の教育長会議に出席し、学校経営品質向上活動の意義や効果を説明するとともに、理解と協力を求めていきます。
- ② すべての市町教育委員会の担当者を訪問し、対話を通じて課題を洗い出し、学校経営品質向上活動のさらなる浸透をはかります。

(2) 市町教育委員会委員・事務局職員研修

実践事例交流会及びステージ研修への参加を呼びかけます。

4 今後の方針

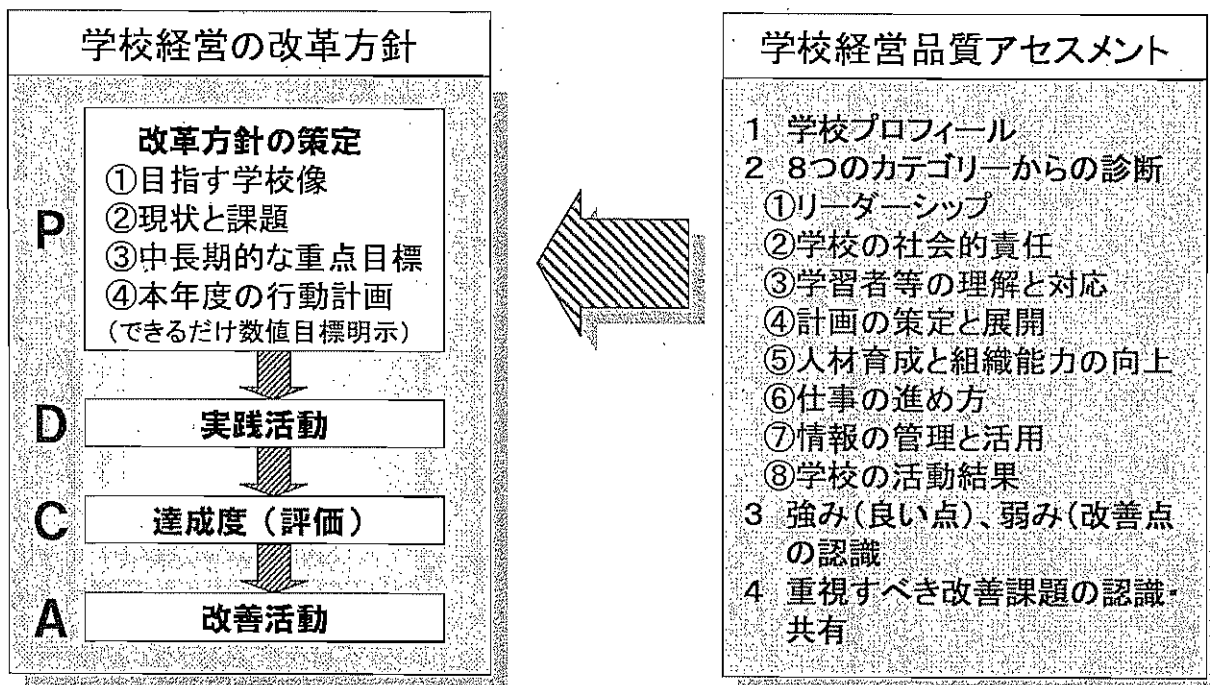
- (1) 改善につなげやすい形に改訂したアセスメントシートについて、趣旨や使い方を説明するとともに、あらためて三重県型「学校経営品質」の理念や考え方を丁寧に伝えていきます。
- (2) 各学校における学校経営品質向上活動の取組状況を把握するとともに、学校支援アセッサーとの連携を深め、各学校の推進担当者を支援していきます。
- (3) 小中学校において、学校経営品質向上活動の意義や効果、学校評価との関連性についての理解が深まるよう、市町教育委員会との情報交換や対話の機会を増やし、連携をはかります。

学校経営品質

公立の小・中・県立学校が、児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを推進するため、三重県型「学校経営品質」を導入し、学校自ら継続的改善に取り組みます。

児童生徒がいきいき
教職員がいきいき
地域が満足

「学校経営品質」の全体像(2大ツール)



推進計画

年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度
学校経営品質 取組校	544校 82%	607校 93%	633校 97%	613校 95%	100%
改善活動 取組校	275校 42%	389校 59%	508校 78%	479校 74%	92%

(注1) 学校経営品質取組校とは、学校経営品質向上活動を進める上において、「学校プロフィール作成」「カテゴリー別診断」「アセスメント結果にもとづく改善活動」のいずれかの段階まで取り組んだ小中県立学校

(注2) 改善活動取組校とは、「アセスメント結果にもとづく改善活動」の段階まで取り組んだ小中県立学校

(注3) 20年度実績が当初目標(72%)を上回ったため、21、22年度目標をそれぞれ72%→82%、80%→92%に改めた。

「学校経営品質」は、学校の取組や組織の現状を正しく見るための体系化されたツールで、対話による自らの「気づき」により学校経営の改善を進めます。

修学支援制度の概要

三重県では家庭の状況にかかわらず、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、県立高校の授業料を不徴収にするとともに、その他の学費負担を軽減するために高等学校等修学奨学金の無利子貸付を実施しています。

また大学・短大在学時に借りた有利子奨学金等の返還負担を軽減するため、大学・短大進学支援利子補給制度を実施しています。

1 県立高等学校授業料無償化について

平成22年3月31日の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の成立及び同日付けの三重県高等学校条例の改正によって、本年4月1日から、県立高等学校の授業料は不徴収となりました。

(1) 県立高等学校授業料無償化の目的

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。(法律第1条)

(2) 無償化の内容

三重県立高等学校では、留年生や一旦高等学校を卒業して再入学をした生徒などを含め、高等学校段階にあるすべての生徒について授業料を徴収しないものとします。

なお、これまで県立高等学校で徴収していた授業料は次のとおりです。

全日制課程 年額118,800円(月9,900円)

定時制課程 年額 32,400円(月2,700円)

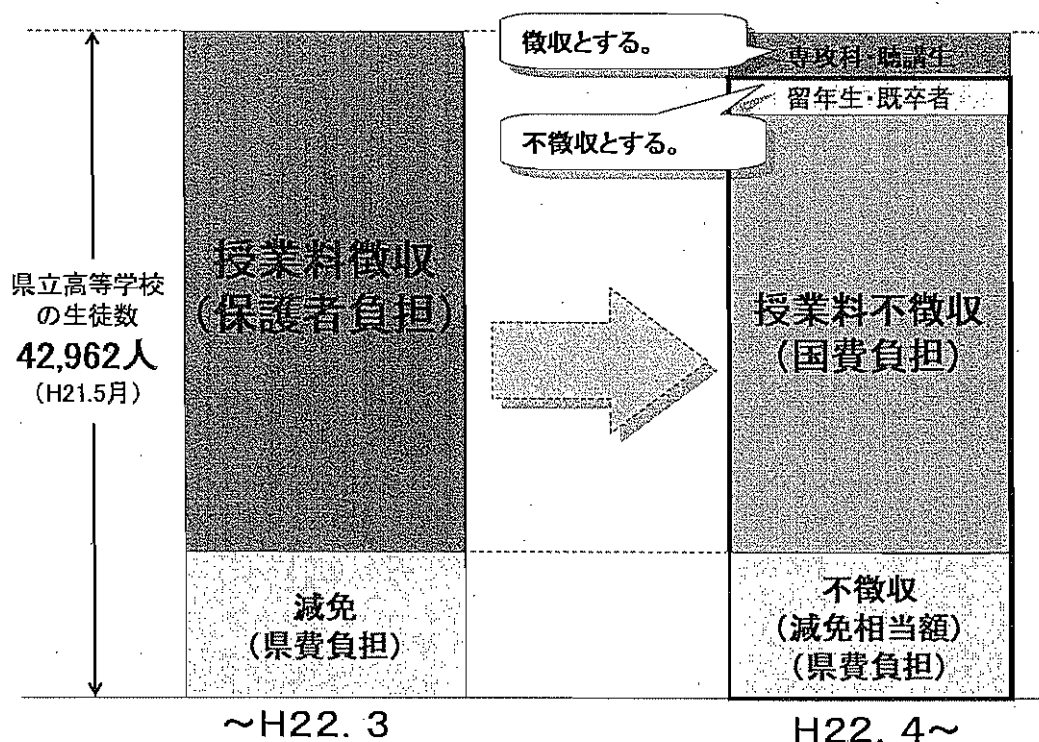
ただし、高等学校を卒業後に進む課程として法律の対象外である専攻科及び聴講生については、従前どおり授業料を徴収するものとします。

(3) 修学に係る経費と修学支援制度

① 平成21年12月に進学を控えた中学3年生の保護者向けに、無償化の内容を記したチラシを作成、配付しました。さらに、新入生及び在校生については無償となる授業料以外の教科書代など、必要となる諸経費の生徒負担軽減のため引き続き修学奨学金の貸与を行うことを周知しました。

② 専攻科の生徒(在籍者約100名)については、修学奨学金制度とあわせて家計の急変などに備えた授業料減免制度を引き続き利用できるよう周知しました。

県立高等学校授業料無償化の概念図



2 三重県高等学校等修学奨学金制度について

県立高等学校授業料無償化に伴い、生徒の授業料負担は軽減されますが、諸経費の支払いは引き続き必要であることや雇用・経済情勢などを踏まえ、三重県高等学校等修学奨学金制度は、引き続き維持する方針です。

(1) 制度主旨

勉強意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な生徒に対して、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を行います。授業料の減免制度とあわせて、教育の機会均等の確保に努めています。

(2) 事業の概要

①経緯

平成14年度に、国の補助制度を活用し、県単独分（上乘せ）も加えて制度創設しました。その後、旧日本育英会（現日本学生支援機構）が実施していた高校生等に対する奨学金事業が平成17年度入学者分から都道府県に移管されたことから、従来の三重県高等学校等修学奨学金制度と一本化して実施しています。

②対象者

保護者が三重県内に住所を有する高等学校又は高等専門学校の生徒で、世帯の全収入が生活保護基準の2倍以下である世帯に属する等の基準を満たす者。

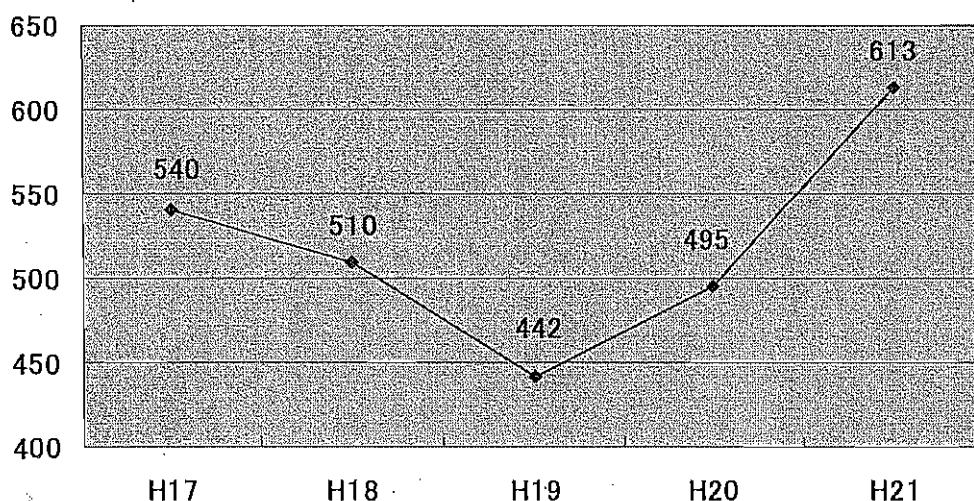
	通学状況	修学費（月額）	修学支度金（入学一時金）
国公立	自宅通学	18,000 円／月	40,000 円又は 80,000 円 （いずれかを選択）
	自宅外通学	23,000 円／月	
私立	自宅通学	30,000 円／月	50,000 円又は 100,000 円 （いずれかを選択）
	自宅外通学	35,000 円／月	

* 修学費、修学支度金のいずれか一方のみの利用も可能

(3) 現状

平成 21 年度の貸与者は 1,462 人（うち新規貸与者 613 人、継続貸与者 849 人）でした。

高等学校等修学奨学金新規貸与者数推移（単位：人）



3 大学・短大進学支援利子補給制度

(1) 制度趣旨

経済的な理由により、大学または短期大学において修学を続けることが困難であり、既に有利子で下記に掲げる貸付等を受けている者を対象に、その利子の全部又は一部を補給する制度です。

(2) 事業の概要

①対象者

保護者が三重県内に住所を有する大学又は短期大学の生徒で、世帯の全収入が生活保護基準の 2 倍以下である世帯に属する等の基準を満たす者

②対象の貸付等

日本学生支援機構の奨学金及び銀行等金融機関の扱う教育ローン（一時金）

③利子補給金

- ・利子補給金は、既に支払った利子分のうち年 3 % を上限とした金額
- ・教育ローンについては、元本 50 万円が限度額

教職員の配置

1 教職員定数

教職員定数には、国の標準法に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置をする県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童・生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配の動向等により、増減します。平成22年度は、前年度に比べ小学校では減少、中・高・特別支援学校では増加し、全体としては減少しました。

県単定数は、小中学校の少人数教育のための定数など増加したものと、人権教育主事など減少したものがあり、全体としては前年度に比べ、減少しました。

この結果、条例定数は中・特別支援学校では増加しましたが、高校は変わらず、小学校では減少し、全体としては減少しました。

校種	定数	平成21年度	平成22年度	増減	
小学校	標準法定数	7,172	7,101	▲ 71	
	県単定数	少人数教育	35	40	5
		学校統合	7	7	0
		充指導主事	9	11	2
		その他	38	20	▲ 18
	計	89	78	▲ 11	
合計(条例定数)	7,261	7,179	▲ 82		
中学校	標準法定数	3,810	3,831	21	
	県単定数	少人数教育	8	12	4
		学校統合	3	2	▲ 1
		充指導主事	9	10	1
		その他	62	46	▲ 16
	計	82	70	▲ 12	
合計(条例定数)	3,892	3,901	9		
高等学校	標準法定数	3,568	3,569	1	
	県単定数	充指導主事	27	26	▲ 1
		現業職員	76	76	0
		その他	80	80	0
	計	183	182	▲ 1	
合計(条例定数)	3,751	3,751	0		
特別支援学校	標準法定数	1,013	1,022	9	
	県単定数	充指導主事	1	1	0
		現業職員	50	50	0
		その他	19	19	0
	計	70	70	0	
合計(条例定数)	1,083	1,092	9		
県計	標準法定数	15,563	15,523	▲ 40	
	県単定数	424	400	▲ 24	
	条例定数	15,987	15,923	▲ 64	

2 主な単定数

(1) 少人数教育

① 少人数教育推進事業の歩み

目 標	実施年度	実 施 内 容
基本的な生活習慣や基礎・基本の学力の定着	平成15年度	小学校1年生における30人学級(下限25人)を実施
	平成16年度	小学校1、2年生における30人学級(下限25人)を実施
確かな学力の定着と生きる力の育成	平成17年度	中学校1年生における35人学級(下限25人)を実施
少人数教育の充実	平成18年度 ～ 平成22年度	教員の配置拡充、中学校35人学級の弾力的実施

② 本年度の措置状況

H22年度	種類	小学校	中学校	小中計													
少人数教育のために措置している教員数	定数	338	234	572	<table border="1"> <thead> <tr> <th>少人数学級の状況</th> <th>小1</th> <th>小2</th> <th>中1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人(小1・2) 35人(中1)以下の学級数</td> <td>556/679 学級</td> <td>589/687 学級</td> <td>543/549 学級</td> </tr> <tr> <td>全学級に占める上記学級の割合(※特別支援学級は除く)</td> <td>81.9%</td> <td>85.7%</td> <td>98.9%</td> </tr> </tbody> </table>	少人数学級の状況	小1	小2	中1	30人(小1・2) 35人(中1)以下の学級数	556/679 学級	589/687 学級	543/549 学級	全学級に占める上記学級の割合(※特別支援学級は除く)	81.9%	85.7%	98.9%
	少人数学級の状況	小1	小2	中1													
30人(小1・2) 35人(中1)以下の学級数	556/679 学級	589/687 学級	543/549 学級														
全学級に占める上記学級の割合(※特別支援学級は除く)	81.9%	85.7%	98.9%														
非常勤	185	80	265														
「少人数学級」活用分(上記内数)	定数	122	56	178	<p>・下限25により少人数学級の対象とならない小学校1、2年と中学校1年及び、小学校3年生以上、中学校2年生以上を中心にTTや習熟度別等の少人数授業等を実施 ※なお、この定数を活用して特定の学年で少人数学級を選択実施することも可能</p>												
	非常勤	0	30	30													
「少人数授業」活用分(上記内数)	定数	216	178	394													
	非常勤	185	50	235													

(2) 学校統合

① 加配の目的と内容

学校の統合に際して、円滑な統合を実現し、新しい教育環境へ児童生徒が適応できるように、統合した年度には、統合により減となった学校の数に相当する教員を加配し、統合翌年度には、その半数の教員を加配しています。

② 本年度の措置状況

小学校:定数7、臨時的任用1 中学校:定数2 小中計:定数9 臨時的任用1

(3) 複式学級

① 加配の目的と内容

- ・3個複式解消・・・全ての学年が複式学級となる小学校を対象に、一部教科において複式を解消するために週9時間の非常勤講師を配置しています。
- ・生活科対応・・・小学校2、3年生の児童が在籍している複式学級で、生活科を主とする一部教科において複式を解消するために週9時間の非常勤講師を配置しています。

② 本年度の措置状況

- ・3個複式解消・・・12校に非常勤を配置
- ・生活科対応・・・9校に非常勤を配置

学校施設の耐震化の推進

1 現状

平成22年4月1日現在（速報値）

〔（ ）は平成21年4月1日現在〕

	全棟数	耐震診断実施率	耐震化率
県立学校	856 棟 (863 棟)	100.0% (99.2%)	94.7% (92.1%)
公立小中学校	2,018 棟 (2,028 棟)	98.8% (97.1%)	92.2% (89.0%)

2 課題

- (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域への指定等により、建物の耐震対策がより強く求められています。
- (2) 震災時の児童生徒、教職員等の生命の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての機能を確保するため、できるだけ早期に耐震対策を実施する必要があります。
- (3) 体育館・武道場等についても、耐震診断調査の結果に基づき、耐震補強工事を行っていますが、建築年次の古い建物等については有効な補強工事ができないため、改築が必要となる場合があります。

3 今後の対応

(1) 県立学校

平成22年度は、校舎・渡り廊下等12棟の耐震補強工事を実施する予定です。

(2) 市町等立学校

県としては、市町に対して早急に耐震改修計画を策定のうえ、耐震性を有する建物への改修を実施するよう要請するとともに、耐震化工事の促進に向けて補助制度の活用に関する情報を提供するなど、継続的に支援していきます。

高校教育の充実

1 特色ある高等学校づくりの推進

生徒の興味・関心、進路希望の多様化が進む中、各高等学校では生徒の能力・個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりに取り組み、個に応じた教育の充実を図っています。

(1) 平成21年度本県中学校卒業者の高等学校等への総進学率 98.5%

(2) 県立高等学校数63校(分校2校含)

全日制	定時制	通信制	普通科	専門学科	普専併置	総合学科	普総併置
60	12	2	20	18	17	6	2

(3) 全日制学科別学級数(平成22年度1学年) ※その他(理数科、英語科等)

学 科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	情報	その他	総合学科
学級数	192	15	40	29	3	8	1	2	2	18	27

(4) 単位制を導入している学校数 全日制16校 定時制8校

(5) 2学期制を導入している学校数 全日制12校 定時制6校

(6) 特色ある取組等の例

- ① コミュニケーション教育を通じた豊かな人間性の育成(桑名北高等学校)
- ② 日本版デュアルシステムによるものづくりを担う人材の育成(桑名工業高等学校)
- ③ スーパー・サイエンス・ハイスクール指定による理数教育の充実(津高等学校・津西高等学校)
- ④ 地域と連携した食のスペシャリストの育成(相可高等学校)
- ⑤ 生徒の多様な進路希望に対応できる総合専門高校の開校(伊賀白鳳高等学校:農業、工業、商業、福祉に関する7学科13コース)

2 確かな学力等の育成

次代を担う子どもたちには、知識や技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力なども含めた「確かな学力」を身に付けることが必要です。

このため、各校では、教育内容を厳選して基礎・基本の確実な定着を図るとともに、生徒が各分野について深く学び学力の向上を図ることができるよう弾力的な教育課程の編成に努め、充実した学習活動の実現を目指して授業改善を図っています。

(1) 文部科学省の指定校事業活用校(平成22年度全日制) 7校

(2) 習熟度別学習実施校(平成21年度全日制) 45校

(3) 進学指導向上対策検討会(平成19年度～)参加校14校

(4) 普通科高校学力定着・向上対策検討会(平成19年度～)参加校24校

3 高等学校新学習指導要領の概要

(1) 改訂の基本的な考え方

- ・教育基本法等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- ・知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ・道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

(2) 教育内容の主な改善事項

- ・言語活動の充実
- ・理数教育の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・外国語教育の充実
- ・職業に関する教科・科目の改善

(3) 新学習指導要領の実施スケジュール

- ・総則、総合的な学習の時間、特別活動は、平成22年度から実施
- ・数学及び理科は、平成24年度入学生から年次進行で実施
- ・その他の教科は、平成25年度入学生から年次進行で実施(一部例外もあり)

高校生の就職対策

1 目的

昨年度に引き続き今年度も厳しい雇用状況が予想される中、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう、高校生の就職支援を行います。

2 平成22年3月に未内定のまま卒業した者への対応

「県未就職卒業生地域人材育成事業」（3ヶ月、就職するための有給研修）に応募した者については、正規就労に結びつくように、生活・文化部と連携して支援します。その他の者については、引き続き出身高校で支援するとともに、おしごと広場みえ、県若者自立支援センターへのつなぎを円滑に行います。

3 キャリア教育による勤労観・職業観の育成

(1) 学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業

ア 「専門性」と「志」を育む高校生サポート

専門学科の特徴を活かしたものづくりや商品開発を通して、学校と地域や産業界とが連携し、専門的知識・技術の向上を図り、志を育みます。

イ 「日本版デュアルシステム」の推進

高校と産業界が連携し、学校での学習と企業における長期実習を組み合わせることにより、専門的な技能・技術の習得を図ります。

ウ 高校生インターンシップの支援

高校生が自己の職業適性や将来設計について考える機会となるインターンシップの実施を支援します。

(2) インターンシップ・職場体験受入事業所調査員活用事業

高校がインターンシップの拡大・充実に活用するために開設した「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページについて、調査員が掲載情報の追加・更新を行います。

4 進路希望を実現するための取組

(1) 各学校における取組

進路指導部と担任の密接な連携を基本に、生徒・保護者に対するガイダンスやキャリアカウンセリングを丁寧に行い、求人と求職とのマッチングを図ります。また、学校に配置されている外部人材を適切に活用して求人開拓を行い、ハローワーク等関係機関とも連携して、一人ひとりに応じた進路実現を目指します。

(2) 教育委員会の取組

ア 就職支援相談員活用事業

県立高校に企業等で管理職等の経験を持つ人材を就職支援相談員として配置（4人）し、生徒の進路相談・相談結果をもとに求人開拓を行います。

イ 就職対策支援事業

県立高校が行う求人開拓のための事業所訪問や、合同就職面接会・就職情報交換会の開催・参加を支援します。

ウ 就職支援教員の配置

県立高校において就職支援を行う教員を配置（7人）し、生徒に対する就職相談、求人開拓等を行います。

エ 県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業【新規】

県内7地域にキャリア教育推進地域連携会議を設置するとともに、構築したネットワークを活用して求人開拓等を行う就労支援総合マネージャー（6人）を県立高校に配置します。

オ 経済団体への求人要請

県立高校生の就職・雇用機会拡大のために、県内の経済4団体へ求人要請を行います。

- カ 県立学校と企業の採用に関する情報交換会の開催
 企業と県立学校が企業の採用動向や県立学校生の就職希望状況について情報交換し、互いのネットワークを作ることにより、生徒の就職・就労につなげます。
 4月27日(火) 上野商工会議所(会場:上野フレックスホテル)
 5月18日(火) 四日市商工会議所(会場:四日市商工会議所)
 5月25日(火) 津商工会議所(会場:県津庁舎)
 6月 8日(火) 伊勢雇用対策協議会(会場:伊勢商工会議所)
- キ 企業展の活用
 県内企業が技術や製品を実演・展示する場を活用し、県立高校が企業情報の収集、求人開拓を行います。
 高校生向け企業セミナー
 7月7日(水) 津市商工観光部(会場:プラザ洞津)
 リーディング産業展
 11月5日(金)・6日(土) リーディング産業展みえ実行委員会(会場:四日市ドーム)
- ク 就職ガイダンスの開催
 三重労働局と連携し、県立高校で就職ガイダンスを実施します。
- ケ 合同就職面接会の開催
 ハローワーク等と連携して実施する合同就職面接会に、県立学校の生徒および教職員が参加します。
- コ 三重県社会保険労務士会による求人情報の提供
 顧客である小規模事業所等に係る情報を県立高校に提供します。

【参考】

1 平成21年度県立高等学校卒業者の進路状況

(全日制・定時制卒業生数12,920人)

平成22年5月1日高校教育室調べ

就 職	大学・短大への進学	専門学校への進学
3,756人(29.1%)	5,946人(46.0%)	1,931人(14.9%)

2 平成21年度県立高等学校卒業者の就職内定状況

平成22年3月末日高校教育室調べ

	就職希望者数	内定者数	未内定者数	内 定 率	全国 内定率
平成21年度	3,993人	3,757人	236人	94.1%	91.6%
平成20年度	4,442人	4,282人	160人	96.4%	93.2%

地 区	北 勢	中 勢	松 阪	南 勢	伊 賀	牟 婁	合 計
平成21年度	96.1%	92.4%	95.8%	92.7%	90.3%	96.2%	94.1%
平成20年度	96.8%	96.3%	97.4%	96.8%	92.8%	96.6%	96.4%

3 就職内定後の内定取消し等の状況について(3月末日現在)

- ・7人が報告されており、うち3人は内定取消し。当該生徒のうち2人は他の事業所に内定、1人は「県未就職卒業生地域人材育成事業」に応募。
- ・その他の4名は雇用条件の変更等。

4 「県未就職卒業生地域人材育成事業」について

- ・新規高校卒業生49人(県立高校43人、私立高校6人)が応募し、
 第1ステップ「職業人養成研修(10日間、四日市・津・伊勢)」
 第2ステップ「分野別人材養成研修(15日間、介護(四日市・津)、技能(四日市・伊勢)、販売(四日市・津))」
 第3ステップ「企業実地研修(県内各事業所、15日間)」により実施。

義務教育の充実

1 「確かな学力」の育成

(1) 基本的な考え方

学力の重要な要素は、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲であることを踏まえ、児童生徒が「確かな学力」を身につけられるよう指導、支援する必要があります。

(2) 具体の取組

① 授業方法等の工夫・改善に係る実践研究の充実

児童生徒の学力の定着・向上を図るため、「全国学力・学習状況調査」の結果等も踏まえ、指導方法等の工夫改善についての研究を進めます。また、学力向上に係る研修会や学習ボランティアを活用した放課後や休日等の補習学習の実施等、具体的な取組を進める市町教育委員会や学校を支援し、その成果の普及を図ります。

② 教科等の課題への対応

〈理科教育の充実〉

小学校に「理科支援員」を配置し、理科の授業の充実・活性化を図ります。

(平成22年度は、26市町58校に配置予定)

〈読書活動の充実〉

本とともに児童生徒の感想や本の紹介などを学校間で定期的に取り換えし、各学校の読書活動、学校図書館を利用した授業の実施につなげます。

③ 小学校における学力の定着と向上に係る調査研究

基礎的・基本的な知識・技能の習得をはかるため、国語科・算数科を中心に、学校全体で学力の定着と向上のシステムづくりに取り組み、計画的・継続的に課題の改善をすすめます。

④ 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

地域、幼稚園、保育所、小学校、中学校間の連携を深め、義務教育終了までの様々な学習面や生活面の課題を解決する取組を促進し、教育・保育の充実及び指導体制の構築を図ります。

⑤ 市町が実施する学力調査の活用

学力向上に向けた学力調査や、研究会・研修会を実施する市町教育委員会を支援し、個に応じた指導や集団での指導の工夫・改善に役立てることにより、児童生徒の学力の定着・向上をめざします。

⑥ 学力向上に係る関係会議の開催

指導方法、評価方法の工夫・改善や、個に応じた指導の充実を図る各市町の取組に関し、情報交換を図るとともに、児童生徒の学力の定着及び向上のための取組の成果や方策等について、県全体に普及・啓発します。

⑦ 学力関係事業の報告集の発行

三重県教育研究指定校等実施報告集を作成し、配付します。

2 新学習指導要領等の周知

(1) 基本的な考え方

幼稚園教育要領(平成21年度全面実施)、小学校学習指導要領(平成23年度全面実施)及び中学校学習指導要領(平成24年度全面実施)の改訂に伴い、改訂の趣旨及び内容について周知・徹底を図る必要があります。

(2) 具体の取組

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂の趣旨及び内容について、平成20年度から3年間で、市町立全小中学校教員を対象に説明会を開催します。

外国人児童生徒教育の充実

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 現状

平成21年9月1日時点の県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,665人となり、平成12年と比較すると2倍以上になっています。

また、昨今の景気低迷を背景に、日系ブラジル人等の定住外国人の雇用状況が厳しくなっています。外国人労働者の就業や転居については市町を越えた移動等もあり、公立小中学校における外国人児童生徒の在籍状況についても、広域化と流動化が進んでいます。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
小学校	440	479	459	473	563	671	810	998	1128	1162
中学校	212	246	201	217	225	207	232	305	358	376
県立学校	29	45	40	66	76	96	76	104	133	127
合計	681	770	700	756	864	974	1118	1407	1619	1665

※各年度9月1日時点

3 具体的な方策（外国人児童生徒教育アクションプラン）

外国人児童生徒教育の充実を図るため、具体的な方策をアクションプランとして示し、これに基づいた施策を推進します。

- (1) 外国人児童生徒の受入れ
- (2) 多文化共生社会を展望した外国人児童生徒教育の推進
- (3) 日本語習得のための支援
- (4) 外国人児童生徒の進路指導の充実
- (5) 教職員研修の充実
- (6) 外国人児童生徒巡回相談員等の配置
- (7) 教育相談の充実
- (8) 学校間連携、保護者・地域との連携、ボランティアとの協働

4 平成22年度の施策

(1) 外国人児童生徒教育支援事業

〈外国人児童生徒巡回相談員の配置（10人）〉

- ・ 学校を巡回訪問し日本語指導・適応指導の支援
- ・ 教職員対象の語学研修及び指導方法に関する研修会等への支援
- ・ 外国人児童生徒及び保護者等からの電話相談等への対応

- ・ 小中学校、教育委員会等関係機関との情報交換
- 〈市町への委託事業（外国人児童生徒教育支援センター事業）〉
 - ・ 来日後間もない子どもたちの初期適応指導
 - ・ 「進路ガイダンス」の開催
 - ・ 適応指導や日本語指導のための教材の作成・開発
- 〈外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）〉
 - ・ ポルトガル語による電話及びインターネットメールによる相談
 - ・ 学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応
- 〈外国人児童生徒教育担当者会議の開催〉
 - ・ 受入体制・日本語指導の研修、実践交流会の開催
- 〈教員向けの「日本語指導の手引き」の作成と配付（4期に分けて作成）〉
 - ・ 受入れに必要な学校の体制や保護者への説明事項（1期）
 - ・ 初期適応時の日本語指導と教材（2期）
 - ・ 教科学習につながる教材と指導方法（3、4期）

(2) 外国人の子どもの就学支援緊急雇用創出事業

- ・ 就学支援員（7名）による就学促進の取組
 - 家庭訪問を通じた就学の案内や保護者の教育相談への対応及び学校や初期適応指導教室等における日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援

(3) 進路指導及び高等学校での対応

- ・ 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施
- ・ 「高校進学ガイド」の作成
- ・ 高等学校における外国人生徒教育充実支援事業
 - 外国人生徒相談員2名（ポルトガル語・スペイン語対応、各1名）、日本語指導支援員3名を配置し、これまで学校毎に進められてきた日本語指導や適応指導等の在り方を検証し、体系化を行う。

(4) 国の事業の活用

- ・ 外国人児童生徒受入促進事業
 - 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い小中学校における指導の充実を支援
- ・ 外国人児童生徒支援総合連携事業
 - 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が少ない小中学校における受入体制の構築を支援

特別支援教育の推進

1 特別支援教育体制・特別支援学校の整備

- (1) 国の事業を活用し、すべての市町を対象に、地域連携協議会の設置、巡回相談員の派遣等の体制整備を推進
- (2) 特別支援教育コーディネーターの活動時間を補完するため、小・中学校に87人、特別支援学校に29人の非常勤講師（県単）を配置
- (3) 就労・自立支援の充実
 - ① 特別支援学校に「職域開発支援員」を配置し、雇用促進のための職場開拓及び理解啓発の促進
 - ② 職業意識の向上のための特別支援学校版デュアルシステムの実施
 - ③ 生徒の適性に応じた実習先・就業先の開拓と職場実習先への特別支援学校版ジョブコーチの派遣
- (4) 高等学校における特別支援教育の推進
 - ① 「発達障がい支援員」4名を配置し、高等学校における特別支援教育体制の整備を推進
 - ② 「高等学校における特別支援教育推進のための事例集」を作成し、高等学校全教職員に配付
- (5) 特別支援教育にかかる研修の充実
 - ① 市町教育委員会で特別支援教育を推進する指導的な役割を担う者を対象に、専門的知識及び技能を高めるための連続講座（シードプロジェクト）を開催
 - ② 平成19年度から、「発達障がい児担当指導者内地留学生」として、2名の教員をあすなる学園に派遣し、1年間の研修を実施
- (6) 特別支援学校の児童生徒の急増を受け、緊急対策事業を実施
 - ① 西日野にし学園、杉の子特別支援学校、玉城わかば学園において、施設及び給食等の備品を整備
 - ② 杉の子特別支援学校のスクールバスを増車
- (7) 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、施設設備を整備
 - ① 県立石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校
 - ② 杉の子特別支援学校石薬師分校の校舎整備及び給食配送業務を実施
 - ③ 桑名員弁地域特別支援学校（仮称）の桑名高等学校衛生看護分校校舎内整備に向け、衛生看護学科が移転する桑名高等学校内の学習棟施設及び備品を整備

2 課題

- 就学前からの一貫した教育相談・支援や就学指導のあり方
- 教職員の専門性の向上と人材育成
- 職業教育及び就労支援の充実
- 対象となる幼児児童生徒数の増加と障がいの重度・重複化、多様化への対応

3 今後の対応

(1) 早期からの教育相談・支援の充実

- ・ 「個別の就学支援ファイル」、「個別の指導計画」、巡回相談員の活用促進による確実な情報伝達
- ・ 各市町就学指導委員会の機能の充実
- ・ ネットワークの構築による広域支援体制の整備

(2) 教職員の専門性の向上

- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内における教職員のスキルアップ研修の充実
- ・ 巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能等を活用した研修の充実
- ・ 事例検討等を研修内容とした具体的な支援方策の検討

(3) 後期中等教育及び就労・自立支援の充実

- ・ 教育課程改編に関する情報交換や教育内容、方法等の改善を通じたキャリア教育の推進
- ・ 発達障がいのある生徒の進路選択、進路保障に関する取組の推進
- ・ 特別支援学校における職場実習先の確保と勤労観・職業観の育成
- ・ 関係機関と連携した、地域における就労支援体制の整備

(4) 特別支援学校の整備

- ・ 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づく特別支援学校整備の推進及び「県立特別支援学校第二次実施計画」の策定

(取組内容)

- ・ 中勢・松阪地域及び東紀州地域における特別支援学校整備の検討
- ・ 盲学校及び聾学校のあり方の検討
- ・ 寄宿舍のあり方の検討 など

生徒指導・健康教育の充実

1 生徒指導の充実

(1) 現状（平成20年度の暴力行為・いじめ・不登校）

ア 暴力行為

暴力行為の発生件数は、799件で、平成19年度と比較すると、小学校で36件増加、中学校で21件増加、高等学校で21件の減少となっており、全体で36件（4.7ポイント）増加している。

暴力行為推移（校種別）

（単位：件）

	H16	H17	H18	H19	H20
小学校	58	54	69	57	93
中学校	752	781	559	555	576
高等学校	133	143	112	151	130
計	943	978	740	763	799

イ いじめ

いじめの認知件数は362件で、19年度と比較すると、小学校で68件減少、中学校で115件減少、高等学校で1件増加、特別支援学校で2件減少となっており、全体で184件減少している。

いじめ校種別推移

（単位：件）

	H16	H17	H18	H19	H20
小学校	56	69	346	194	126
中学校	215	194	477	301	186
高等学校	29	43	88	47	48
特別支援学校	4	8	3	4	2
計	304	314	914	546	362

ウ 不登校

* H16～H17:発生件数、H18～H20:認知件数

小中学校の不登校児童生徒数は1,909人で、19年度と比較すると、小学校で12人増加、中学校で21人減少しており、全体で9人減少している。

公立小・中学校における不登校児童生徒数推移

	H16	H17	H18	H19	H20
小学校	366	347	384	361	373
中学校	1,527	1,436	1,560	1,557	1,536
計	1,893	1,783	1,944	1,918	1,909

(2) 課題

ア 暴力行為は、一部の学校において同じ児童生徒が繰り返す傾向が見られる。

イ 小学校における児童間暴力について、増加傾向が見られる。

ウ 問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているケースが見られる。

(3) 今後の対応

ア 生徒指導対策事業

- ・生徒指導特別指導員活用事業

生徒指導や非行防止に関する知識や経験を有する人材（教員OB、警察OB等）を生徒指導特別指導員として学校に派遣し、問題行動への適切な対応を図る。

- ・生徒指導リーダー教員養成事業

生徒指導の力量を高め、各学校において生徒指導を中心的にリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制の整備を進める。

- ・学校警察連携事業

学校と警察の連携を進めるとともに、学校警察連絡協議会の活動を充実することにより、子どもの健全育成を図る。

イ 不登校対策事業

- ・不登校児童生徒サポート事業

不登校児童生徒支援のため、学校の相談担当者や教育支援センターの指導員の資質向上を図るとともに、保護者等の不登校への理解を深める。

- ・問題を抱える子ども等の自立支援事業

暴力行為やいじめ、不登校などの生徒指導上の課題に適切に対応するため、問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究を行い、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の観点からの効果的な取組を推進する。

ウ 相談体制を充実させるための事業

- ・専門的知識や経験を有する臨床心理士等を、スクールカウンセラーとして県内245校（小65校、中155校、高25校）に配置して相談体制を充実するとともに、生徒の健全な心の育成を図る。

- ・社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用して援助等を行うスクールソーシャルワーカー4名を教育委員会に配置し、児童生徒の問題行動等へ対応を図る。

- ・不安を抱えたり、うまく関係を持ってない児童や、子育てに戸惑う保護者などと日常的な関わりを持てるハートフル相談員を小学校39校に配置し、問題行動等への未然防止及び早期発見、早期対応を図る。

エ 学校非公式サイト対策推進事業

- ・ネット依存など、児童生徒の内面にせまる教育プログラムを作成し、児童・生徒へのネットモラル・ネットリスク教育の充実を図る。

- ・保護者を中心とした「ネット啓発チーム」を養成して、保護者の啓発を行うなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努める。

- ・具体的な事案が発生した場合には、「ネット対策チーム」を学校、教育委員会に派遣して緊急支援を行う。

2 健康教育の充実

(1) 学校保健

・児童生徒のアレルギー疾患対応推進事業

昨年度、「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」と学校生活管理指導表を作成し、県内の各市町等教育委員会や各学校、医療関係者に配付した。

それをもとにした講習会を県内3ヶ所で開催し、アレルギー疾患を有する児童生徒への適切な対応について共通理解を図る。

・感染症（麻しん）対策

平成20年度から中学校1年生及び高等学校3年生に相当する生徒に対して、はしか（麻しん）・風しんの予防接種の勧奨に努めている。

生徒一人ひとりの体調に合わせて接種日を設定することができる「個別接種」により、この年代の接種率が95%以上となるよう勧奨に努める。

(2) 学校給食・食育

・学校食育推進事業

農水商工部と連携して、「みえ地物一番給食の日」（毎月第3日曜日の直前の木・金曜日）を設定し、各学校等で実施した給食献立をホームページに掲載する。

生産者と学校側の関係者を対象とした「地産地消・食育推進研修会」を開催し、学校給食への地場産物活用促進の支援をする。（農水商工部、関係団体との共催）

学校、家庭、地域及び関係団体との連携・協力による地場産物を活用した食に関する指導や食体験活動等を推進する。（学校と地域で育む豊かな食体験推進事業、栄養教諭を中核とした食育推進事業）

(3) 学校安全

・子ども安全・安心サポート事業

児童生徒の登下校時の安全の確保のために、県内の県立学校及び市町等教育委員会へ登下校安全指導員を配置する。（72人配置予定）

・スクールガード推進事業

学校安全ボランティア（スクールガード）組織の立ち上げや取組の継続・活性化を図るための支援をする。

小学校におけるスクールガード組織率及びボランティア登録数

	H17	H18	H19	H20	H21
組 織 率 (%)	50.4	68.1	89.3	96.1	97.3
ボランティア登録数 (人)	14,800	18,586	25,387	28,318	29,717

人権教育の推進

1 現状

(1) 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成 21 年 2 月）

- ① 「『自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力』を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざす」ことを目的とし、従来の「三重県人権教育基本方針」と「三重県同和教育基本方針」を一元化し、「三重県人権教育基本方針」として改定した。
- ② 「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」について、取り組むべき観点を「人権教育推進方策」として示した。

(2) 「人権教育ガイドライン」の作成・配付（平成 22 年 3 月）

① 概要

「三重県人権教育基本方針」に基づき、個別的な人権問題について、教育関係者が人権教育を推進する際の指針となるよう、指導上の観点や取組のポイントを具体的に記載した。

② 構成

(ア) 「人権教育の充実に向けて」

- 「人権教育の目的」
- 「同和教育の理念や成果をふまえて」
- 「人権問題を自分と重ねてとらえ、具体的な行動につながる学習を」

(イ) 「個別的な人権問題に対する取組」

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育

[配付先 公立小・中学校及び県立学校等]

(3) 人権教育の指導内容と指導方法の充実

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」の作成・配付（平成 18 年 3 月）
- ② インターネットと人権に関する「人権学習教材」の作成・配付
(平成 20 年 12 月)

(4) 学校としての組織的な取組の推進

すべての公立幼・小・中学校及び県立学校において、人権が尊重される学校・地域の実現をめざす中・長期的な計画「人権教育推進計画」を策定（平成 16 年度）

(5) 家庭・地域と連携した取組の推進

保護者、地域住民が参画し、学校や校区の人権教育を推進するための協議会（「人権教育推進協議会」）の設置（平成14年度から）

〔設置率 中学校区（89.0%） 県立学校（76.7%）〕

(6) 「人権学習に関するアンケート」

① 対象 県立学校3年生（3,000人無作為抽出）

② 実施 平成21年9月

③ 結果

- ・人権問題についての知的理解は一定図られている。
- ・体験的な学習がなされているなど、学習内容の充実が図られている。
- ・自らの関心や意欲を高めつつ、能動的な活動や学習にしていく必要性がある。

2 今後の対応

(1) 「三重県人権教育基本方針」「人権教育ガイドライン」の周知

① 児童生徒、保護者、地域住民への周知

- ・県ホームページへの掲載

② 教職員への周知

- ・インターネットを利用した研修の実施
- ・希望者対象の研修会の実施
- ・管理職研修会等既存研修会での周知

(2) 「三重県人権教育基本方針」の具体化に向けた取組

① 「人権教育ガイドライン」の活用の推進

- ・実践事例集の作成

② 実践の創造

- ・教育課題解決に向けた体制の構築と、人権感覚あふれる学校づくりの推進
- ・すべての子どもの学力・進路を保障する取組の具現化

③ 教育関係者の実践力の向上

- ・「人権教育推進計画」に基づく実践および実践の見直しに対する支援
- ・授業の充実につながる研修会の実施と研修機会の整備
- ・教育関係者の取組を支援するための情報発信

(3) 市町における人権教育推進に向けた支援

- ・人権教育総合推進事業

人権教育を充実・発展させるため、県内6地域において多様な主体が地域の資源を活用しながら、推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進める。また、人権教育に関する専門性を有するリーダーを育成する。

社会教育の推進

1 現 状

本県では、法令の規定等により教育委員会が実施しなければならない社会教育関係業務および学校教育と密接な関係を有する業務に取り組むこととし、次の3つ観点から社会教育の推進を図っています。

(1) 社会教育の振興

①三重県社会教育委員の設置

県全体の社会教育を振興する具体策を検討

②社会教育研修会の開催

県・市町教育委員会の社会教育委員や社会教育主事の研修

(2) 地域の教育力の向上

①子どもの居場所づくり

社会教育主事を市町教育委員会に派遣し、子ども体験活動クラブを設立

②学校教育の支援

市町の中学校単位に学校支援地域本部を設置し、学校の支援体制を推進

(3) 青少年の健全育成

①子どもの読書活動推進（「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づく取組）

②熊野少年自然の家の管理運営（平成22年4月に指定管理者制度導入）

③鈴鹿青少年センターの管理運営（平成18年4月に指定管理者制度導入）

2 課 題

(1) 県内各地の社会教育活動を効果的に推進するため、市町教育委員会等との連携を深め、人材育成や情報提供等の充実を図る必要があります。

(2) 子どもが楽しみながら読書活動を行うことができる環境づくりを進める必要があります。

(3) 熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターについて、指定管理者が行う施設管理、業務運営状況を施設設置者として把握する必要があります。

3 今後の対応

(1) 県および市町教育委員会等の社会教育関係者とて、社会教育事業の効果的な推進に関する手法について協議等を行います。

(2) 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき総合的かつ計画的な取組を推進し、子どもが自主的に楽しみながら読書活動を行う環境づくりなどを進めます。

(3) 熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターの指定管理者による管理運営状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指導助言を行います。

文化財の保存・活用

1 現 状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとして、多くの文化財があります。
(H22. 4. 1 現在)

種 別	国指定	県指定	合計	備 考
有形文化財	178	331	509	
無形文化財	1	2	3	
民俗文化財	9	58	67	
記念物	78	166	244	
登録文化財ほか	97	8	105	重要伝統的建造物群等
合 計	363	565	928	この他、遺跡は約 14,000ヶ所

(2) 文化財に対する保護等の対応

文化財には、経年劣化や社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、修復等への補助を中心として、文化財指定や文化財パトロール、市町支援等を実施しています。

(3) 補助事業

「活かそう美し国の文化財事業」は、「美し国三重」の貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

年度	事業数	事業別	県補助額	参加者数
H19	18件	保存事業	55,393千円	—
		活用事業	1,590千円	12,423人
		合 計	56,983千円	—
H20	31件	保存事業	64,341千円	—
		活用事業	2,605千円	15,938人
		合 計	66,946千円	—
H21	19件	保存事業	72,475千円	—
		活用事業	1,005千円	15,982人
		合 計	73,480千円	—
H22 (予定)	20件	保存事業	113,362千円	—
		活用事業	830千円	(目標値) 15,000人
		合 計	114,192千円	—

※H18～20の事業名は「活かそう地域文化提案事業」

2 課 題

所有者や地域住民等による活用事業については、先進的な取組も増加していますが、まだまだ未成熟な事例も見られます。このため、活用事業の種類や形態等について、関係団体や市町をさらに支援していく必要があります。

また、社会情勢の変化に伴い生じた課題の指摘については、文化財保護審議会の審議を踏まえ、今後検討する必要があります。

3 今後の方針

文化財を単なる過去の遺産ではなく、社会情勢の変化も勘案しつつ、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、その保存と活用について所有者や市町等を支援していきます。

「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の策定

1 計画の趣旨

三重県では、スポーツの振興を体系的・計画的に推進するため、これまで6次にわたってスポーツ振興計画を策定し、施策を展開してきました。

スポーツの果たす役割がますます大きくなってきている中で、活力ある健全な社会を実現するため、スポーツ振興施策に取り組む指針として、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。

2 計画の性格

本計画は、スポーツ振興に係る諸施策を計画的かつ円滑に実施していくため、次のような性格を有しています。

(1) 国の「スポーツ振興基本計画」を参しゃくした三重県の行動計画

スポーツ振興法の規定に基づき策定するもので、国において2006年に改訂された「スポーツ振興基本計画」を参しゃくした三重県の行動計画とします。

(2) 三重県総合計画「県民しあわせプラン」における次期戦略計画との整合性

本県の総合計画「県民しあわせプラン」の基本理念及び政策の方向、ならびに現在、策定に向けて検討が進められている次期戦略計画におけるスポーツに関する施策について整合を図ります。

(3) 次期の「三重県教育振興ビジョン（仮称）」との整合性

現在、策定が進められている「三重県教育振興ビジョン（仮称）」の第五次推進計画において位置づけられる基本施策との整合をはかります。

3 計画の期間

計画の期間は、総合計画「県民しあわせプラン」次期戦略計画との整合性を図りながら各事業の実施や進行管理を行うため、平成23年度から平成26年度までの4か年とします。

4 策定スケジュール

平成21年12月21日に、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」の在り方について、三重県スポーツ振興審議会に諮問しました。

現在、三重県スポーツ振興審議会において審議が進められており、今後、さらに3回の審議を経て、今年度中に策定することとしています。

総合型地域スポーツクラブの育成

1 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、技能レベルなどに応じていつでも活動でき、複数の種目が用意されているなどの特徴を持ち、自主的運営を行う地域のスポーツクラブ

2 現状

国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月策定、平成18年9月改定）では、平成13年度からの10年間に、全国の各市町村内に少なくとも一つは「総合型地域スポーツクラブ」を設置することを目標としています。

本県においては、総合型地域スポーツクラブの育成を重要な柱として位置づけ、これまで育成支援を進めてきました。

平成19年に策定した「第6次三重県スポーツ振興計画」（平成19年度～平成22年度の4カ年）にも継続して取り組む方針を示し、「県民しあわせプラン第二次戦略計画」においても重点的な取組として位置づけています。

[現在の進捗状況]（平成22年4月末現在）

設立済みクラブ数：23市町55クラブ

いなべ市、四日市市5、桑名市、鈴鹿市4、津市9、
松阪市2、伊勢市6、鳥羽市、志摩市3、伊賀市9、
名張市、亀山市、尾鷲市、熊野市2、東員町、菰野町、
朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、御浜町、
紀宝町

設立準備中の市町：5市町

四日市市、伊勢市、木曾岬町、度会町、紀北町

3 課題

(1) 人材の確保

総合型地域スポーツクラブを創設する能力を有する人や実際にクラブで実技を指導する人材が得にくい状況にあります。

(2) 支援体制の強化

総合型地域スポーツクラブの設立や継続的な安定運営を行うために、総合的な支援体制が必要となります。

4 今後の取組

(1) スポーツ指導者やクラブマネージャーの養成、派遣社会教育主事等によるクラブの設立に向けた助言、さらには、クラブ間の連絡協議会の開催などにより、市町等が行う育成の取組を引き続き支援します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの設立や運営等の支援を行う組織として、広域スポーツセンターの設置に取り組みます。

クラブ設置目標

平成21年度末：54クラブ

平成22年度末：57クラブ（全市町に1クラブ以上設置）

【参考】

※広域スポーツセンターについて

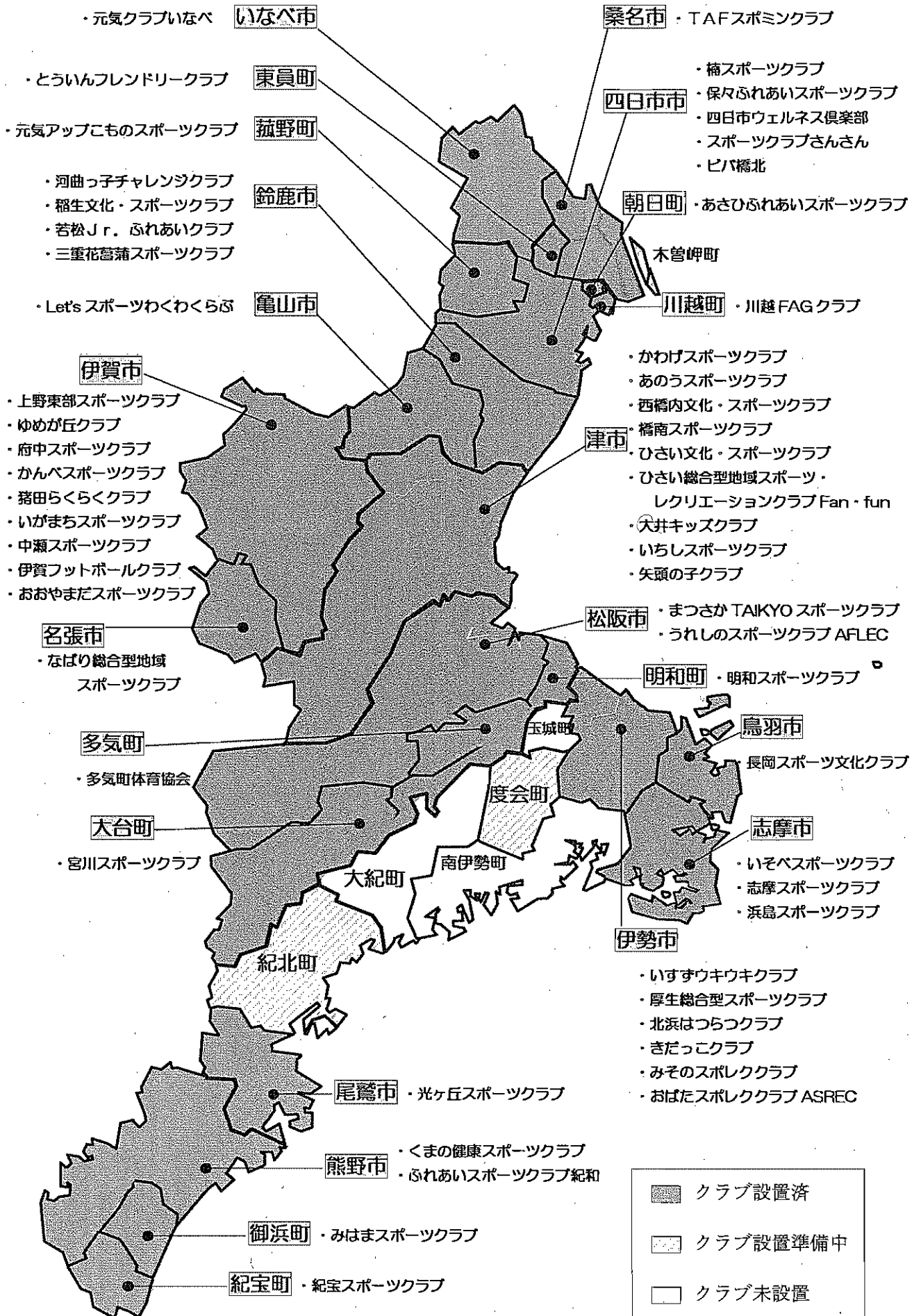
総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、スポーツ活動全般について効率的に支援することのできるセンター機能を有する部署及び施設をいいます。国の「スポーツ振興基本計画」によると、平成22年度末までに各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成することとなっています。

○主な機能（スポーツ振興基本計画より抜粋）

- ・総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援
- ・総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー・指導者の育成に関する支援
- ・広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供
- ・広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催
- ・広域市町村圏におけるトップレベルの競技者の育成に関する支援
- ・地域のスポーツ活動に対するスポーツ医・科学面からの支援

三重県内総合型地域スポーツクラブ分布マップ

23市町 55クラブ (H22年4月末)



競技スポーツ水準の向上

1 経緯・現状

(1) 一貫指導システムの構築

平成13年度から、長期的な展望に立った競技スポーツの振興を目的として、ジュニア期からの一貫指導システムの構築をメインとした事業を県体育協会に事業委託して実施

- ・本事業では、各競技団体が一貫指導マニュアルを活用するなど、一貫指導の理念に基づいた取組や指導者養成活動等を支援
- ・平成19年度からは、一貫した指導體制のもと、各競技団体が県内各地域の優秀な素質を持つジュニア競技者を発掘し、競技者の身体の発達や競技レベルに応じて実施する計画的な取組を支援

(2) 競技力向上特別事業

国民体育大会での本県総合成績の低迷などを受け、平成17年度から「競技スポーツ充実事業」に加え、「競技力向上特別事業」を実施

- ・「三重県競技力向上推進委員会」を設置するとともに、国民体育大会を中心とした競技力向上への取組を実施

○国民体育大会の本県男女総合成績（天皇杯順位）

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
58回 (静岡)	59回 (埼玉)	60回 (岡山)	61回 (兵庫)	62回 (秋田)	63回 (大分)	64回 (新潟)
41位	44位	36位	35位	37位	40位	44位

2 課題

- ・競技力向上への取組を県体育協会、各競技団体と連携しながら強化・充実させるとともに、国民体育大会の成績を向上させていく必要があります。
- ・中央競技団体及び各競技団体が作成した一貫指導マニュアルを活用し、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導の取組を計画的・継続的に実施するとともに、マニュアルの充実・改善に向けた取組や情報の共有化を推進する必要があります。
- ・ジュニアの発掘・育成・強化について、新たな取組を調査・研究する必要があります。

3 今後の対応

- ・県体育協会や各競技団体との連携を充実させ、効果的な事業の推進を支援します。
- ・国民体育大会緊急強化対策プロジェクト事業を実施し、国民体育大会の総合成績向上へ向けた喫緊の課題、対策等を検討、協議します。また、競技団体に対して、中央競技団体等からのアドバイザー招聘を支援します。
- ・一貫指導マニュアルが活用され、国内外の大会等で活躍できる選手の育成と各競技指導者の養成が図られるよう、各競技団体の取組を支援します。
- ・三重県独自のタレント発掘事業実施へ向けて、ジュニア競技者の発掘・育成・強化の研究を進めます。

にまるいちまる

「日本スポーツマスターズ2010三重大会」の開催

シニア世代を対象としたスポーツの祭典「日本スポーツマスターズ2010三重大会」が開催されます。

本大会は全国から約7,500名の参加者が集い、県内の7市1町において熱戦が展開されます。開催を通じて、スポーツの魅力を県民に伝えるとともに、三重の魅力を全国に発信します。

1 大会概要

- (1) 大会日程：平成22年9月17日（金）から21日（火）まで
（ゴルフ競技：13日（月）から15日（水）まで）
- (2) 会場地：津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、熊野市、御浜町（7市1町）
- (3) 競技種目：水泳、サッカー、テニス、バレーボール、バスケットボール、自転車競技、ソフトテニス、軟式野球、ソフトボール、バドミントン、空手道、ボウリング、ゴルフ（13競技）

2 準備状況

- H18.6.14 平成22年の日本スポーツマスターズを三重県で開催することが決定
- H21.4.1 （財）三重県体育協会内に事務局を設置
- H21.6.5 日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会設立及び第1回総会を開催
- H21.9.18～22 日本スポーツマスターズ2009富士山静岡大会視察
- H22.4.26 日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会第2回総会を開催

3 課題

本大会を広く県民に周知するため、日本スポーツマスターズのシンボルメンバーを活用するなど、より一層大会の認知度を高めていく必要があります。

4 今後の対応

- ・競技団体や開催市町など関係機関と連絡・調整を密にして、大会の企画・運営を進めていきます。
- ・県及び開催市町の広報媒体、イベント等や日本スポーツマスターズの県内予選会など、あらゆる機会を捉えてPRを図ります。
- ・日本スポーツマスターズのシンボルメンバーを活用したスポーツ教室等を開催し、より一層大会の認知度を高めていきます。
- ・開会式や各地での「おもてなし」を通じて、三重の魅力を発信できるように、開催市町や関係部局との連携を図っていきます。

教職員研修の充実

1 現状

- (1) 学校教育の充実は、その直接の担い手である教職員の資質向上に負うところが極めて大きいことから、教職員の資質向上のための研修は非常に重要です。
- (2) 授業時間の確保や教育課題への対応などにより、教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっています。
- (3) 新しい研修方法や研修形態、研修内容等の工夫が必要となっています。
- (4) 研修分野（総合教育センター）を教職員研修の中核的機関として位置づけ、系統的、計画的な研修の実施をめざしています。

2 研修の概要

- (1) 基本研修（経験や役割等のステージに応じた研修を体系化した悉皆研修）

①初任者研修

- 目的 教諭としての基礎的実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を身につける。
- 対象 小・中・県立学校新規採用教諭
- 概要
 - ・年間を通じて授業力、コミュニケーション力等に関する研修を系統的に実施
 - ・校内研修年間300時間（指導教員等を中心に全教職員により指導）
 - ・校外研修年間25日（基礎的素養、教科指導、生徒指導、学級経営、授業実践研修、社会体験研修等）
 - ・他職種や教職経験5年、10年研修の教諭との合同研修

②教職経験5年研修

- 目的 教職員としての自覚や資質を高め、実践的指導力の向上を図る。
- 対象 教職経験5年を経過した小・中・県立学校教諭
- 概要
 - ・県単独で実施
 - ・校外研修年間5日（教科指導、児童・生徒理解、人権教育、学校経営品質、授業実践研修等）

③教職経験10年研修

- 目的 自らの専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、中堅教諭としての自覚や資質を高め、力量の向上を図る。
- 対象 教職経験10年を経過した小・中・県立学校教諭
- 概要
 - ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講
 - ・校内研修年間15日（教科指導等を中心とした校内研修）
 - ・校外研修年間10日（教科指導、生徒指導、情報教育、学校・学級経営、人権教育、授業実践研修等）

- ・研修終了後、受講者本人と校長が面談し、今後の課題についての話し合いを実施

④管理職研修

- 目的 学校経営の最高責任者もしくは、校務全般の実務における要としての職責を自覚し、種々の問題に的確に対応するとともに、特色ある学校づくりを行う能力を身につける。
- 対象 小・中・県立学校新任校長、新任教頭
- 概要
 - ・学校経営、学校経営品質、危機管理、人材育成、コーチング等
 - ・新任校長（小・中学校長年間5日 県立学校長年間6日）
 - ・新任教頭（年間5日）

⑤養護教諭研修、学校給食栄養管理者研修、学校事務職員研修、幼稚園等教員研修も職種に応じて同様に実施している。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げている。

(2) 喫緊の教育課題に対応する研修

①「授業力向上プロジェクト」事業による研修の充実

- 目的 教職経験の異なる教員が一堂に会し、授業研究を通して、教員の授業力の向上をめざすとともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成をめざす。
- 対象 初任者研修、教職経験5年研修、教職経験10年研修の受講対象教諭（研修内容により県内公立学校教職員の受講も可）
- 概要
 - ・初任者、教職経験5年教員及び教職経験10年教員で校種別・教科別に7名程度の「研修班」を構成し、相互研さんによる授業研究を年間通して実施
 - ・新たな気づきを引き出すことをねらいとして、「異校種」で構成した30名程度の「合同班」での授業研究を実施

②教員ICT活用指導力向上講習会（平成20年度～平成22年度）

- 目的 国の「IT新改革戦略」に基づく「教員のICT活用指導力の基準」をすべての教員が達成できるようにする。
- 対象 小・中・県立学校の情報等担当者（各校1名）
- 概要
 - ・受講修了者が校内研修を通して受講内容を校内ですべての教員に周知徹底し、指導力向上に取り組む。
 - ・次の5つの視点で平成22年度まで段階的に実施

教員のICT活用指導力の基準	実施年度
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	平成20年度
B 授業中にICTを活用して指導する能力	平成21年度
C 児童・生徒のICT活用を指導する能力	平成21年度
D 情報モラルなどを指導する能力	平成20年度
E 校務にICTを活用する能力	平成22年度

（平成22年度実施講座数：半日単位 のべ7回＜総合教育センター＞）

(3) ネットDE研修

- 目的 インターネットを活用したeラーニングによる研修を実施することで教職員の研修機会を確保し、資質向上を図る。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教科指導や今日的な教育課題などの研修教材をインターネットで配信し、教職員が勤務校等で必要な時間に研修する。
 - ・ネットDE研修の特徴

- ・場所を問わず、また繰り返して研修ができる。
- ・個人研修、校内研修など様々な研修形態に対応できる。
- ・全教職員に周知徹底する大規模な研修が実施できる。
- ・事前研修として集合型研修と組合せることで効果的な研修ができる。

(4) ブロック別研修

- 目的 教職員が参加しやすい研修の機会を確保し、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修を実施する。
- 対象 小・中学校教職員
- 概要
 - ・県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座
(平成21年度連携教育機関数16機関、講座数55講座)
 - ・教科等に関する研修、今日的な教育課題に関する研修を実施
 - ・基本研修の選択講座として受講可能

(5) 指導改善研修（指導力等に課題のある教員に対する支援研修）

- 目的 学習指導、生徒指導、学級経営の指導力及び社会性や教育公務員としての資質にかかる課題を改善し、教員としての指導力及び資質の向上を図る。
- 対象 三重県立学校の教職員及び三重県教育委員会の任命に係る市町等立学校の県費負担教職員で、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員で常勤の者
- 概要
 - ・基礎研修（基礎的基本的な事項についての講義や協議、実習等）
 - ・授業改善研修（総合教育センターでの模擬授業・検証授業、所属校及び協力校での授業研究等）
 - ・所属校研修・協力校研修（所属校及び協力校での学習指導、生徒指導、学級経営等の研修）
 - ・社会体験研修（企業や事業所等他分野での体験研修）
 - ・テーマ研修（一人ひとりの課題に応じた研修）

(6) 教科等のスキルアップを図るための研修（希望研修）

- 目的 教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化及び指導力の向上を図る。

- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教科等における指導内容や方法に関する研修
 - ・教育課題やニーズに対応した研修
 - ・テーマ研修（特別支援教育、外国人児童生徒の教育などの教育テーマに関する研修）
 - ・職務・職能研修等（実習助手研修、学校司書研修などの職務・職能に関する研修）

(7) 教育相談研修

- 目的 心理臨床的視点から専門的な研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高める。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教育相談講演会
 - ・教育相談専門研修
 - ・教育相談継続的支援研修（上級講座修了者等対象研修）
 - ・教育相談地域支援研修
 - ・教育支援センター担当者研修

(8) 学校の教育力向上支援事業

- 目的 重点支援校を指定し、授業力等の向上をめざす研修を進めるとともに、校内研修の中核となる人材を育成する。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・県内22校を重点支援校とし、教育課題に応じた研修を支援
 - ・校内研修担当者等に対し、地域分散型の研修会を実施
 - ・実践交流会を実施

3 研修講座の検証

- (1) アンケートにより、受講者の満足度及びニーズを把握（全講座で実施）
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践への活かし方、学校での還流状況等を把握（平成21年度18講座で実施）
- (3) 研修見直し報告書による検討結果を次年度の講座構築に反映

4 今後の方向

- (1) 受講者アンケートや研修効果測定の結果をもとに、講座を継続的に改善します。（研修内容、研修形態、研修機会の確保等）
- (2) 基本研修において、経験の異なる教職員の相互研さんにより教科の指導力を高めるなど、ステージ間の連携を図ります。
- (3) ネットDE研修の研修教材を充実するとともに効果的活用を図ります。
- (4) 県教育委員会事務局他室、県内の地域教育研究機関との連携を深め、教職員の資質の向上を図ります。